Dainichiseika

# 第114期 定時株主総会 招集ご通知

**日時**
平成29年６月29日（木曜日）
午前10時（受付開始：午前９時）

**場所**
東京都中央区日本橋馬喰町一丁目7番6号
当社本社ビル　９階彩鳳

**決議事項**
第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　株式併合の件
第３号議案　定款の一部変更の件
第４号議案　取締役８名選任の件
第５号議案　監査役３名選任の件
第６号議案　補欠監査役１名選任の件
第７号議案　退任取締役及び退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件
第８号議案　当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続の件

目　次

第114期定時株主総会招集ご通知…… 1
株主総会参考書類…… 2
事業報告 ……32
連結計算書類 ……55
計算書類 ……58
監査報告書 ……61

大日精化工業株式会社
証券コード：4116

株主各位

証券コード　4116
平成29年６月６日

東京都中央区日本橋馬喰町一丁目７番６号
大日精化工業株式会社
代表取締役社長　高橋弘二

# 第114期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第114期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
　なお、当日ご出席におさしつかえある場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、**平成29年６月28日（水曜日）午後５時30分まで**に当社に到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

| | | |
|---|---|---|
| １．日　　時 | 平成**29**年**６**月**29**日（木曜日）午前**10**時（受付開始：午前９時） | |
| ２．場　　所 | 東京都中央区日本橋馬喰町一丁目７番６号　**当社本社ビル９階彩鳳** | |
| ３．目的事項 | **報告事項** | １．第114期（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件<br>２．第114期（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）計算書類の内容報告の件 |
| | **決議事項** | **第１号議案　剰余金の処分の件**<br>**第２号議案　株式併合の件**<br>**第３号議案　定款の一部変更の件**<br>**第４号議案　取締役８名選任の件**<br>**第５号議案　監査役３名選任の件**<br>**第６号議案　補欠監査役１名選任の件**<br>**第７号議案　退任取締役及び退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件**<br>**第８号議案　当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続の件** |

以　上

　当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
　**本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結注記表及び個別注記表につきましては、法令及び定款に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.daicolor.co.jp）に掲載していますので、本添付書類には記載していません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。**
　なお、株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.daicolor.co.jp）に掲載させていただきます。

# 第１号議案　剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

## 期末配当に関する事項

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上の観点から、将来の事業展開、経営基盤の強化並びに内部留保の充実等の事項を総合的に勘案しつつ、株主各位への利益還元を重視した配当政策を継続的に実施することを基本方針としております。

第114期の期末配当につきましては、当期の業績や財政状態及び経営環境等を総合的に勘案いたしました結果、以下のとおりといたしたく存じます。

| | |
|---|---|
| ①配当財産の種類 | 金銭 |
| ②株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額 | 当社普通株式１株につき金8.0円　総額742,723,304円<br>なお、中間配当金として7.5円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は１株当たり15.5円（前期比1.5円の増配）となります。 |
| ③剰余金の配当が効力を生じる日 | 平成29年６月30日 |

〈ご参考〉１株当たり配当金の推移

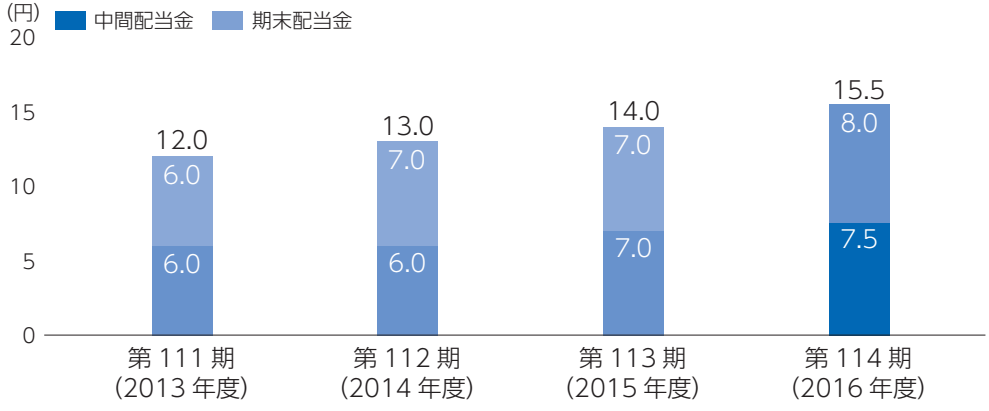

## 第２号議案　株式併合の件

１．株式併合の目的

全国証券取引所は「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を最終的に100株に集約することを目指しております。

当社といたしましては、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位を現在の1,000株から100株に変更することとし、併せて、当社株式について、証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（５万円以上50万円未満）にするとともに、中長期的な株価変動等も勘案し、株式併合（５株を１株に併合）を実施することといたしました。

２．株式併合の割合

当社の普通株式について、５株を１株に併合いたしたいと存じます。

ただし、本株式併合の結果、１株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき、すべての端数株式を当社が一括して売却処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて交付いたします。

３．株式併合の効力発生日

平成29年10月１日

４．効力発生日における発行可能株式総数

50,000,000株

５．その他

本議案に係る株式併合は、第３号議案「定款の一部変更の件」が承認可決されることを条件といたします。

なお、その他手続上の必要事項につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

## 第３号議案　定款の一部変更の件

１．変更の理由

第２号議案「株式併合の件」の承認可決とその効力発生を条件として、株式併合の割合に応じて発行可能株式総数を減少させるため、現行定款第６条を変更するとともに、全国証券取引所による「売買単位の集約に向けた行動計画」への対応として、単元株式数を1,000株から100株に変更するため、現行定款第７条を変更いたします。

なお、本変更につきましては、株式併合の効力発生日である平成29年10月１日をもって効力が生じる旨の附則を設け、効力発生日経過後、本附則を削除するものといたします。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

（下線は変更部分）

| 現行定款 | 変更案 |
|---|---|
| （発行可能株式総数）<br>第６条　当会社の発行可能株式総数は、２億５千万株とする。 | （発行可能株式総数）<br>第６条　当会社の発行可能株式総数は、5,000万株とする。 |
| （単元株式数）<br>第７条　当会社の単元株式数は、1,000株とする。 | （単元株式数）<br>第７条　当会社の単元株式数は、100株とする。 |
| ＜新設＞ | 附則<br>第６条及び第７条の変更は、平成29年10月１日をもって効力が生じるものとし、本附則は効力発生日経過後、これを削除するものとする。 |

## 第４号議案　取締役８名選任の件

取締役の全員（８名）は、本総会終結の時をもって任期が満了いたします。つきましては、取締役８名の選任をお願いするものです。

取締役候補者は、次のとおりです。

| 候補者番号 | 氏名（年齢） | 現在の当社における地位・担当 | 取締役会への出席状況 |
|---|---|---|---|
| 1 | 再任 高橋弘二（たかはしこうじ）（満56歳） | 代表取締役社長<br>社長室、秘書室、内部監査室、生産企画室担当 | 100%（14回／14回） |
| 2 | 再任 中村一男（なかむらかずお）（満69歳） | 代表取締役専務<br>生産機構総括、推進機構総括、総務・人事本部、広報本部、購買本部、海外事業本部、CSR・リスク管理推進本部担当 | 100%（14回／14回） |
| 3 | 再任 榊原俊哉（さかきばらとしや）（満64歳） | 取締役<br>推進機構担当、事業管理本部、経理・財務本部、情報システム本部担当、最高財務責任者 | 100%（14回／14回） |
| 4 | 再任 齋藤修（さいとうおさむ）（満63歳） | 取締役<br>生産機構担当、各製造事業所、施設・設備本部担当、CSR・リスク推進本部本部長 | 100%（14回／14回） |
| 5 | 再任 多田和資（ただかずとも）（満65歳） | 取締役<br>事業機構総括、顔料事業部、合樹・着材第１事業部、合樹・着材第２事業部、ファインポリマー事業部、化成品事業部、コート材事業部、オフセットインキ事業部、グラビアインキ事業部、ケミカルバイオ事業部担当 | 100%（10回／10回） |
| 6 | 再任 小城義尚（こしろよしたか）（満63歳） | 取締役<br>技術機構総括、技術管理本部、合成研究本部、分散研究本部、化学品安全統括部担当、 | 100%（10回／10回） |
| 7 | 再任 瀧野裕之（たきのひろゆき）（満69歳） 社外 独立 | 社外取締役 | 100%（14回／14回） |
| 8 | 再任 山田恒太郎（やまだつねたろう）（満75歳） 社外 独立 | 社外取締役 | 100%（14回／14回） |

候補者番号 1

高橋弘二（たかはし こうじ）

再任

**生年月日**
昭和36年４月30日生

**取締役在任期間**
19年

**取締役会への出席状況**
100%（14回／14回）

**所有する当社の株式数**
227,162株

## 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

| | |
|---|---|
| 昭和61年４月 | 新日本製鐵株式会社（現 新日鐵住金株式会社）入社 |
| 平成５年７月 | 当社入社 |
| 平成９年10月 | 当社経営管理室長 |
| 平成10年６月 | 当社取締役 |
| 平成12年６月 | 当社専務取締役 |
| 平成21年７月 | 当社取締役副社長 |
| 平成23年６月 | 当社代表取締役社長　現在に至る |
| 平成26年６月 | 当社社長室担当　現在に至る |
| | 当社秘書室担当　現在に至る |
| | 当社内部監査室担当　現在に至る |
| | 当社生産企画室担当　現在に至る |

**（重要な兼職の状況）**
ディー・エス・エフ株式会社代表取締役社長

## ● 選任理由

当社グループの一員として、社業全般に関わる業務に携わることにより、豊富な実務経験を積み業務全般を熟知しております。その経験や知見を当社取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性を強化することを期待できるため、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものです。

候補者番号 2

なかむらかずお
# 中村一男

再任

**生年月日**
昭和23年３月20日生

**取締役在任期間**
５年

**取締役会への出席状況**
100%（14回／14回）

**所有する当社の株式数**
18,000株

## 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

| | |
|---|---|
| 昭和45年４月 | 当社入社 |
| 平成15年４月 | 当社ファインポリマー事業部事業部長 |
| 平成22年４月 | 当社執行役員 |
| 平成24年６月 | 当社取締役 |
| 平成25年６月 | 当社総務・人事、広報部門担当 |
| | 当社合樹・着材第１事業部担当 |
| | 当社コート材事業部担当 |
| | 当社ファインポリマー事業部担当 |
| 平成25年９月 | 当社総務・人事本部室室長 |
| 平成26年６月 | 当社常務取締役 |
| | 当社管理部門総括 |
| | 当社購買センター担当 |
| | 当社施設企画管理センター担当 |
| | 当社国外事業室担当 |
| 平成27年４月 | 当社管理機構総括 |
| | 当社総務・人事本部担当　現在に至る |
| | 当社広報本部担当　現在に至る |
| | 当社購買本部担当　現在に至る |
| | 当社海外事業本部担当　現在に至る |
| 平成27年６月 | 当社代表取締役専務　現在に至る |
| | 当社生産機構総括　現在に至る |
| | 当社推進機構総括　現在に至る |
| 平成28年６月 | 当社CSR・リスク管理推進本部担当　現在に至る |

**（重要な兼職の状況）**
大日精化（上海）化工有限公司 董事長

## ● 選任理由

当社グループの一員として、ファインポリマー事業部長、総務・人事本部室室長等を担当する等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。生産機構総括及び推進機構総括としての委嘱を踏まえ、また、その経験や知見を当社取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性を強化することを期待できるため、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものです。

## 候補者番号 3

榊原 俊哉（さかきばら としや）

再任

**生年月日**
昭和28年1月14日生

**取締役在任期間**
3年

**取締役会への出席状況**
100%（14回／14回）

**所有する当社の株式数**
11,000株

### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

| | |
|---|---|
| 昭和51年4月 | 当社入社 |
| 平成24年2月 | 当社CSR推進室室長 |
| 平成25年4月 | 当社執行役員 |
| 平成26年4月 | 当社上席執行役員 |
| 平成26年6月 | 当社取締役　現在に至る |
| | 当社管理部門担当 |
| | 当社事業本部室担当 |
| | 当社理財部担当 |
| | 当社経営管理室担当 |
| | 当社最高財務責任者　現在に至る |
| 平成27年4月 | 当社管理機構担当 |
| | 当社事業管理本部担当　現在に至る |
| | 当社経理・財務本部担当　現在に至る |
| | 当社情報システム本部担当　現在に至る |
| 平成27年6月 | 当社推進機構担当　現在に至る |

### 選任理由

当社グループの一員として、CSR推進室室長等を担当する等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。推進機構担当及び最高財務責任者としての委嘱を踏まえ、またその経験や知見を当社取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性を強化することを期待できるため、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものです。

## 候補者番号 4

齋藤 修（さいとう おさむ）

再任

**生年月日**
昭和28年7月27日生

**取締役在任期間**
2年

**取締役会への出席状況**
100%（14回／14回）

**所有する当社の株式数**
11,000株

### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

| | |
|---|---|
| 昭和54年4月 | 当社入社 |
| 平成24年4月 | 当社東京製造事業所事業所長　現在に至る |
| 平成25年4月 | 当社執行役員 |
| 平成27年4月 | 当社上席執行役員 |
| 平成27年6月 | 当社取締役　現在に至る |
| | 当社生産機構担当　現在に至る |
| | 当社施設・設備本部担当　現在に至る |
| 平成28年6月 | 各製造事業所担当　現在に至る |
| | CSR・リスク管理推進本部本部長　現在に至る |

### 選任理由

当社グループの一員として、東京製造事業所事業所長等を担当する等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。生産機構担当としての委嘱を踏まえ、またその経験や知見を当社取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性を強化することを期待できるため、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものです。

## 候補者番号 5

**多田和資**（ただかずとも）

再任

| 生年月日 |
|---|
| 昭和27年２月18日生 |
| **取締役在任期間** |
| １年 |
| **取締役会への出席状況** |
| 100%（10回／10回） |
| **所有する当社の株式数** |
| 7,000株 |

### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

| | |
|---|---|
| 昭和50年４月 | 当社入社 |
| 平成24年５月 | 当社顔料事業部情報材料営業本部本部長 |
| 平成26年４月 | 当社執行役員 |
| 平成26年４月 | 当社顔料事業部事業部長 |
| 平成28年４月 | 当社上席執行役員 |
| 平成28年６月 | 当社取締役　現在に至る |
| | 当社事業機構担当 |
| | 当社顔料事業部担当　現在に至る |
| | 当社化成品事業部担当　現在に至る |
| 平成28年９月 | 当社合樹・着材第１事業部担当　現在に至る |
| | 当社合樹・着材第２事業部担当　現在に至る |
| 平成29年５月 | 当社事業機構総括　現在に至る |
| | 当社ファインポリマー事業部担当　現在に至る |
| | 当社コート材事業部担当　現在に至る |
| | 当社オフセットインキ事業部担当　現在に至る |
| | 当社グラビアインキ事業部担当　現在に至る |
| | 当社ケミカルバイオ事業部担当　現在に至る |

**（重要な兼職の状況）**
DAICOLOR ITALY S.R.L. 社長

### 選任理由

当社グループの一員として、顔料事業部事業部長等を担当する等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。事業機構担当としての委嘱を踏まえ、またその経験や知見を当社取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性を強化することを期待できるため、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものです。

## 候補者番号 6

**小城義尚**（こしろよしたか）

再任

| 生年月日 |
|---|
| 昭和28年11月29日生 |
| **取締役在任期間** |
| １年 |
| **取締役会への出席状況** |
| 100%（10回／10回） |
| **所有する当社の株式数** |
| 11,000株 |

### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

| | |
|---|---|
| 昭和54年４月 | 当社入社 |
| 平成26年11月 | 当社技術統括本部室次長 |
| 平成27年４月 | 当社執行役員 |
| 平成27年６月 | 当社技術機構総括補佐兼技術管理本部本部長 |
| 平成28年４月 | 当社上席執行役員 |
| 平成28年６月 | 当社取締役　現在に至る |
| | 当社技術機構総括　現在に至る |
| | 当社技術管理本部担当　現在に至る |
| | 当社基幹技術本部担当 |
| | 当社事業開発本部担当 |
| 平成29年４月 | 当社合成研究本部担当　現在に至る |
| | 当社分散研究本部担当　現在に至る |
| | 当社化学品安全統括部担当　現在に至る |

### 選任理由

当社グループの一員として、技術管理本部本部長等を担当する等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。技術機構総括としての委嘱を踏まえ、またその経験や知見を当社取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性を強化することを期待できるため、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものです。

## 候補者番号 7

瀧野 裕之（たきの ひろゆき）

再任 | 社外 | 独立

**生年月日**
昭和22年11月28日生

**取締役在任期間**
3年

**取締役会への出席状況**
100%（14回／14回）

**所有する当社の株式数**
0株

### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和43年4月　大阪合同株式会社（現 オー・ジー株式会社）入社
平成 6年4月　同社社長室長
平成 9年6月　同社取締役総合企画室長
平成13年6月　同社常務取締役海外担当
平成15年6月　同社専務取締役営業本部長
平成17年6月　同社代表取締役社長
平成25年6月　同社代表取締役会長　現在に至る
平成26年6月　当社取締役　現在に至る

**（重要な兼職の状況）**
オー・ジー株式会社 代表取締役会長

### ● 選任理由

オー・ジー株式会社の代表取締役会長を歴任しておられます。同氏の企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を活かし、取締役会の監督機能強化等、当社経営体制の一層の強化・充実を図ることを期待できる人材であると判断し、引き続き社外取締役候補者として選任をお願いするものです。

## 候補者番号 8

山田 恒太郎（やまだ つねたろう）

再任 | 社外 | 独立

**生年月日**
昭和16年9月13日生

**取締役在任期間**
2年

**取締役会への出席状況**
100%（14回／14回）

**所有する当社の株式数**
0株

### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和39年4月　安藤建設株式会社（現 株式会社安藤・間）入社
平成 5年6月　同社取締役横浜支店長
平成 9年6月　同社常務取締役社長室兼秘書室・情報センター担当
平成11年6月　同社専務取締役建築本部長・労政安全担当・社長室長・秘書室担当・NA運動推進室長
平成15年6月　同社取締役執行役員副社長建築本部担当・社長室長・秘書室担当
平成16年4月　同社代表取締役社長執行役員社長
平成23年4月　同社代表取締役会長
平成24年4月　同社相談役
平成25年3月　同社退職
平成27年6月　当社取締役　現在に至る

### ● 選任理由

株式会社安藤・間の代表取締役会長を歴任しておられます。同氏の企業経営に関する豊かな経験と高い見識に基づき、広範でかつ高度な視点から当社グループの企業活動に有益なアドバイスが期待できる人材であると判断し、引き続き社外取締役候補者として選任をお願いするものです。

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．瀧野裕之氏及び山田恒太郎氏は、東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出ています。
３．社外取締役との責任限定契約について
当社は社外取締役が期待される役割を充分発揮できるよう、現行定款第27条第２項において社外取締役との間で任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定め、瀧野裕之氏及び山田恒太郎氏と責任限定契約を締結しております。瀧野裕之氏及び山田恒太郎氏の再任が承認された場合には、両氏との間で当該契約を継続する予定です。
その契約内容の概要は次のとおりです。
① 社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第１項の最低責任限度額を限度としてその責任を負う。
② 上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について、善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

## 第５号議案　監査役３名選任の件

監査役橋口典義、石山 弘、永島一夫の３氏は、本総会終結の時に任期が満了いたします。つきましては、監査役３名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名（年齢） | 現在の当社における地位 | 監査役会への出席状況 |
|---|---|---|---|
| 1 | 新任 川田勝久（満65歳） | 執行役員 | — |
| 2 | 再任 永島一夫（満68歳） 社外 独立 | 社外監査役 | 100%（17回／17回） |
| 3 | 新任 伊東君男（満67歳） 社外 独立 | 補欠監査役 | — |

## 候補者番号 1

川田 勝久（かわだ かつひさ）

新任

**生年月日**
昭和27年３月31日生

**監査役在任期間**
―

**監査役会への出席状況**
―

**所有する当社の株式数**
5,000株

### 略歴、地位及び重要な兼職の状況

昭和49年４月　当社入社
平成26年４月　当社事業本部室 室長
　　当社執行役員　現在に至る
平成27年４月　事業管理本部 本部長

### ● 選任理由

当社グループの一員として、事業管理本部本部長を担当する等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知していることから、監査役としての職務を適切に遂行することが期待できるため、監査役候補者として選任をお願いするものです。

## 候補者番号 2

永島 一夫（ながしま かずお）

再任　社外　独立

**生年月日**
昭和24年３月30日生

**監査役在任期間**
４年

**監査役会への出席状況**
100%（17回／17回）

**所有する当社の株式数**
０株

### 略歴、地位及び重要な兼職の状況

昭和48年４月　長瀬産業株式会社入社
平成13年６月　同社執行役員
　　同社電子第二事業部本部長
　　同社電子総括室長
平成16年６月　同社取締役
　　同社執行役員
平成21年４月　同社常務執行役員
平成25年６月　当社社外監査役　現在に至る
平成26年３月　長瀬産業株式会社退職

### ● 選任理由

長瀬産業株式会社の取締役を務められ、同社での企業集団経営における豊富な経験と幅広い見識を有しておられます。同氏が同社でこれまでに培ってきた経験を活かし、当社監査体制の一層の強化にご尽力願えるものと期待し、引き続き社外監査役候補者として選任をお願いするものであります。

候補者番号 3

伊東君男（いとうきみお）

新任 | 社外 | 独立

**生年月日**

昭和24年12月23日生

**監査役在任期間**

―

**監査役会への出席状況**

―

**所有する当社の株式数**

0株

## 略歴、地位及び重要な兼職の状況

昭和43年４月　関東信越国税局入局
平成８年２月　税理士資格取得
平成14年７月　小千谷税務署長
平成20年７月　東京国税局調査第四部長
平成21年７月　東京国税局退官
　　税理士開業　現在に至る
平成25年４月　当社顧問税理士
平成25年６月　当社補欠監査役　現在に至る
平成29年４月　当社顧問税理士　顧問契約解消

## ● 選任理由

国税局の要職を歴任され、また税理士としての職務経験から財務及び会計に精通し、業務及び会計監査に関する充分な見識を有していることから、監査役としての職務を適切に遂行することが期待できるため、社外監査役候補者として選任をお願いするものです。

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．永島一夫氏及び伊東君男氏は、社外監査役候補者であります。
３．社外監査役との責任限定契約について
当社は社外監査役が期待される役割を充分発揮できるよう、現行定款第36条において社外監査役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより、永島一夫氏及び伊東君男氏が監査役に就任された場合には、社外監査役として当社との間で責任限定契約を締結する予定であります。
その契約内容の概要は次のとおりであります。
① 社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第１項の最低責任限度額を限度としてその責任を負う。
② 上記の責任限定が認められるのは、社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について、善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。
４．永島一夫氏は、東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出ています。
５．伊東君男氏は、東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定です。

## 第６号議案　補欠監査役１名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備えて、補欠監査役１名の選任をお願いするものです。
なお、本議案に関しましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。
補欠監査役の候補者は、次のとおりです。

| 候補者 | 略歴、地位及び重要な兼職の状況 |
|---|---|
| 山口　秀巳（やまぐち　ひでみ）<br>新任　社外　独立<br>生年月日<br>昭和29年１月２日生<br>所有する当社の株式数<br>０株 | 昭和47年４月　東京国税局入局<br>平成10年５月　税理士資格取得<br>平成20年７月　北沢税務署長<br>平成25年７月　東京国税局調査第二部長<br>平成26年７月　東京国税局退官<br>平成26年８月　税理士開業　現在に至る<br>平成29年４月　当社顧問税理士　現在に至る |

● **選任理由**

国税局の要職を歴任され、また税理士としての職務経験から財務及び会計に精通し、業務及び会計監査に関する充分な見識を有していることから、監査役としての職務を適切に遂行することが期待できるため、補欠の社外監査役候補者として選任をお願いするものです。

（注）１．候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．補欠監査役候補者山口秀巳氏は、補欠の社外監査役として選任するものです。
３．社外監査役との責任限定契約について
当社は社外監査役が期待される役割を充分発揮できるよう、現行定款第36条第２項において社外監査役との間で任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより、山口秀巳氏が監査役に就任された場合には社外監査役として当社との間で責任限定契約を締結する予定です。
その契約内容の概要は次のとおりです。
① 社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第１項の最低責任限度額を限度としてその責任を負う。
② 上記の責任限定が認められるのは、社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について、善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。
４．山口秀巳氏が監査役に就任された場合には当社との税理士顧問契約は解消する予定です。
５．山口秀巳氏は東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしており、同氏が社外監査役に就任された場合、同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定です。

## 第７号議案　退任取締役及び退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

平成29年５月16日に逝去されました故代表取締役常務中條建吾氏及び本総会終結の時に退任されます監査役 橋口典義氏及び監査役 石山弘氏に対し、その在任中の労に報いるため、当社所定の基準に従い退職慰労金を贈呈いたしたく、その具体的金額、贈呈の時期及び方法等は、退任取締役については取締役会に、退任監査役については監査役の協議にそれぞれご一任願いたいと存じます。

退任取締役及び退任監査役の略歴は、次のとおりです。

| 氏名 | 略歴 |
|---|---|
| 中條　建吾（なかじょう　けんご） | 平成24年６月　当社取締役<br>平成26年６月　当社常務取締役<br>平成27年６月　当社代表取締役常務<br>平成29年５月　逝去 |
| 橋口　典義（はしぐち　のりよし） | 平成25年６月　当社監査役　現在に至る |
| 石山　弘（いしやま　ひろし） | 平成25年６月　当社社外監査役　現在に至る |

## 第８号議案　当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続の件

当社は、平成20年４月22日開催の当社取締役会において「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」を導入し、同年６月27日開催の当社第105期定時株主総会においてご承認をいただき、その後、直近では平成26年６月27日開催の当社第111期定時株主総会においてその継続することのご承認をいただいておりますが（現行の対応策を以下「現プラン」といいます。）、その有効期限は、平成29年６月開催予定の第114期定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）終結の時までとなっております。当社では、現プランへ継続後も社会・経済情勢の変化、いわゆる買収防衛策をめぐる諸々の動向及び様々な議論の進展を踏まえ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるための取組みの一つとして、継続の是非も含め、その在り方について引き続き検討してまいりました。

当社は、かかる検討の結果、平成29年４月13日開催の当社取締役会において、本株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、本プランとして継続（以下継続後の対応策を「本プラン」といいます。）することを決定いたしました。つきましては本プランの継続につき、株主の皆様のご承認をお願いするものであります。

本プランの現プランからの主な変更点は、以下のとおりです。

① 当社取締役会が大規模買付者からの提供を受けた必要情報に加えて追加的に情報提供を求める期限を設定し、その上限を最初に必要情報を受領した日から起算して60日に設定いたしました。

② 大規模買付行為に対する対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合に、大規模買付者が有する新株予約権の取得の対価として金銭を交付することを想定していない旨を明確化いたしました。

③ 大規模買付者が大規模買付ルールを順守した場合において例外的に当社取締役会が対抗措置の発動を決定することができる当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合の例として、大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると合理的な根拠をもって判断される場合を追加いたしました。

④ その他、語句の修正、文言の整理等を行いました。

### Ⅰ．承認の対象となる本プランの内容

#### １．本プランの目的

本プランは、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして現プランを継続したものであります。

当社取締役会は、当社株式に対して大規模な買付行為等が行われた場合に、株主の皆様が適切な判断をするために、必要な情報や時間を確保し、買付者等との交渉等が一定の合理的なルールに従って行われることが、企業価値ひいては株主共同の利益に合致すると考え、以下の内容の大規模買付時における情報提供と検討時間の確保等に関する一定のルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を設定し、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって大規模な買付行為が為された場合の方針を含めた対応策として、本株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、本プランとして継続することといたしました。本プランのフロー概要につきましては、別紙１をご参照ください。

## 2．本プランの対象となる当社株式の買付け

本プランの対象となる当社株式の買付けとは、特定株主グループ（注１）の議決権割合（注２）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注３）の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）とします。

注１：特定株主グループとは、
（ⅰ） 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第１項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第３項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）及びその共同保有者（同法第27条の23第５項に規定する共同保有者をいい、同条第６項に基づく共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）または、
（ⅱ） 当社の株券等（同法第27条の２第１項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の２第１項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の２第７項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

注２：議決権割合とは、
（ⅰ） 特定株主グループが、注１の(ⅰ)記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第４項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。）も加算するものとします。）または、
（ⅱ） 特定株主グループが、注１の(ⅱ)記載の場合は、当該大規模買付者及び当該特別関係者の株券等保有割合（同法第27条の２第８項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。
各議決権割合の算出に当たっては、総議決権の数（同法第27条の２第８項に規定するものをいいます。）及び発行済株式の総数（同法第27条の23第４項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注３：株券等とは、金融商品取引法第27条の23第１項に規定する株券等または同法第27条の２第１項に規定する株券等のいずれかに該当するものを意味します。

## 3．独立委員会の設置

大規模買付ルールが順守されたか否か、あるいは大規模買付ルールが順守された場合でも、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものであることを理由として対抗措置を講じるか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行いますが、本プランを適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性・合理性を担保するため、現プランと同様に独立委員会規程（概要につきましては、別紙２をご参照ください。）に基づき、独立委員会を設置いたします。独立委員会の委員は３名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行から独立している社外取締役、社外監査役または社外有識者（注４）のいずれかに該当する者の中から選任します。独立委員会委員の略歴につきましては、別紙３をご参照ください。

当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から大規模買付行為について慎重に評価・検討の上で、当社取締役会に対し対抗措置を発動することができる状態にあるか否かについての勧告を行うものとします。当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で対抗措置の発動について決定することとします。独立委員会の勧告内容については、その概要を速やかに公表することとします。

なお、独立委員会の判断が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、必要に応じて独立した第三者である外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）等の助言を得ることができるものとします。

注４：社外有識者とは、実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士、学識経験者またはこれに準じる者をいいます。

**４．大規模買付ルールの概要**

**（1）大規模買付者による意向表明書の当社への事前提出**

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、大規模買付行為または大規模買付行為の提案に先立ち、まず、大規模買付ルールに従う旨の法的拘束力を有する誓約文言を含む以下の内容等を日本語で記載した意向表明書を、当社の定める書式により当社取締役会に提出していただきます。

（ａ）大規模買付者の名称、住所
（ｂ）設立準拠法
（ｃ）代表者の氏名
（ｄ）国内連絡先
（ｅ）提案する大規模買付行為の概要
（ｆ）本プランに定められた大規模買付ルールに従う旨の誓約

当社取締役会が、大規模買付者から意向表明書を受領した場合は、速やかにその旨及び必要に応じ、その内容について公表いたします。

**（2）大規模買付者からの必要情報の提供**

当社取締役会は、上記４.(1)（ａ）～（ｆ）までの全てが記載された意向表明書を受領した日の翌日から起算して10営業日以内に、大規模買付者に対して大規模買付行為に関する情報（以下「必要情報」といいます。）について提出を要請する旨のリスト（以下「必要情報リスト」といいます。）を交付し、大規模買付者には、必要情報リストの記載に従い、必要情報を当社取締役会に日本語による書面にて提出していただきます。

必要情報の一般的な項目は以下のとおりです。その具体的内容は、大規模買付者の属性及び大規模買付行為の内容によって異なりますが、いずれの場合も株主の皆様のご判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な範囲に限定するものとします。

（ａ）大規模買付者及びそのグループ（共同保有者、特別関係者及び組合員（ファンドの場合）その他構成員を含みます。）の詳細（名称、事業内容、経歴または沿革、資本構成、財務内容、当社及び当社グループ会社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）
（ｂ）大規模買付行為の目的、方法及び内容（大規模買付行為の対価の価額・種類、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為の方法の適法性、大規模買付行為及び関連する取引の実現可能性等を含みます。）

（c）大規模買付行為の当社株式に係る買付対価の算定根拠（算定の前提となる事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び大規模買付行為にかかる一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容を含みます。）
（d）大規模買付行為の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
（e）大規模買付行為の完了後に想定している当社及び当社グループ会社の役員候補（当社及び当社グループ会社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）、当社及び当社グループ会社の経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等
（f）大規模買付行為の完了後における当社及び当社グループ会社の顧客、取引先、従業員等のステークホルダーと当社及び当社グループ会社との関係に関しての変更の有無及びその内容

当社取締役会は、大規模買付ルールの迅速な運用を図る観点から、必要に応じて、大規模買付者に対し情報提供の期限を設定することがあります。ただし、大規模買付者から合理的な理由に基づく延長要請があった場合は、その期限を延長することができるものとします。

なお、上記に基づき、当初提出された必要情報について当社取締役会が精査した結果、当該必要情報が大規模買付行為を評価・検討するための情報として必要十分でないと考えられる場合には、当社取締役会は、適宜合理的な回答期限（最初に必要情報を受領した日から起算した60日を上限とします。）を設けた上で、大規模買付者に対して必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めることがあります。

当社取締役会は、大規模買付行為を評価・検討するために必要十分な必要情報の全てが大規模買付者から提出されたと判断した場合には、その旨の通知を大規模買付者に発送し、独立委員会に対して必要情報を提出するとともに、その旨を公表いたします。

また、当社取締役会が必要情報の追加的な提供を要請したにもかかわらず、大規模買付者から当該情報の一部について提供が難しい旨の合理的な説明がある場合には、当社取締役会が求める必要情報が全て揃わなくても、大規模買付者との情報提供に係る交渉等を終了し、後記（3）の取締役会による評価・検討を開始する場合があります。

当社取締役会に提供された必要情報は、独立委員会に提出するとともに、株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部または一部を公表いたします。

**（3）当社取締役会による必要情報の評価・検討等**

当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し必要情報の提供を完了した後、対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合は最長60日間またはその他の大規模買付行為の場合は最長90日間を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。

取締役会評価期間中、当社取締役会は、必要に応じて独立した第三者である外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）等の助言を受けつつ、提供

された必要情報を十分に評価・検討し、当社取締役会として意見を慎重にとりまとめ、公表いたします。さらに、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

**5．大規模買付行為が実施された場合の対応方針**

**（1）大規模買付者が大規模買付ルールを順守しない場合**

大規模買付者が大規模買付ルールを順守しなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置を講じることにより大規模買付行為に対抗する場合があります。

なお、大規模買付ルールを順守したか否かを判断するにあたっては、大規模買付者側の事情をも合理的な範囲で十分勘案し、少なくとも必要情報の一部が提出されないことのみをもって大規模買付ルールを順守しないと認定することはしないものとします。

**（2）大規模買付者が大規模買付ルールを順守した場合**

大規模買付者が大規模買付ルールを順守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見の表明、代替案の提示等、株主の皆様のご理解を求めることに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該買付提案及び当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮のうえ、ご判断いただくことになります。

ただし、大規模買付ルールが順守されている場合であっても、当該大規模買付行為が、例えば以下の（a）から（ｉ）のいずれかに該当し、結果として当社に回復し難い損害をもたらす等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと当社取締役会が判断する場合には、例外的に当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として必要かつ相当な範囲内で、上記（1）で述べた対抗措置の発動を決定することができるものとします。

（a）真に当社の経営に参画する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社の関係者に引き取らせる目的で当社株式の買収を行っていると判断される場合（いわゆるグリーンメーラーである場合）

（b）当社の経営を一時的に支配して当社または当社グループ会社の事業経営に必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大規模買付者やそのグループ会社等に移譲させる等、いわゆる焦土化経営を行う目的で当社株式の買収を行っていると判断される場合

（c）当社の経営を支配した後に、当社または当社グループ会社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で当社株式の買収を行っていると判断される場合

（d）当社の経営を一時的に支配して当社または当社グループ会社の不動産、有価証券等高額資産につき売却等の処分をさせ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株式の高値売抜けをする目的で当社株式の買収を行っていると

判断される場合

（e）大規模買付者の提案する当社株式の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付けで当社株式の全部の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等による株式の買付けを行うことをいいます。）等、株主の皆様のご判断の機会または自由を制約し、事実上、株主の皆様に当社株式の売却を強要するおそれがあると判断される場合

（f）大規模買付者の提案する当社株式の買付条件（買付対価の種類及び金額、当該金額の算定根拠、その他の条件の具体的内容、違法性の有無、実現可能性等を含みますがこれに限りません。）が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に照らして著しく不十分または不適切であると判断される場合

（g）大規模買付者による買付後の当社の経営方針等が不十分または不適切であるため、当社または当社グループ会社の事業の成長性・安定性が阻害され、企業価値ひいては株主共同の利益に重大な支障をきたすおそれがあると判断される場合

（h）大規模買付者による当社の支配権獲得により、当社はもとより、当社グループ会社の持続的な企業価値増大の実現のため必要不可欠な、顧客、取引先、従業員、地域関係者その他利害関係者との関係が破壊されることとなり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合

（i）大規模買付者の経営陣または主要株主もしくは出資者に反社会的勢力と関係を有する者が含まれている場合等、大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると合理的な根拠をもって判断される場合

**(3) 取締役会の決議、及び株主総会の開催**

当社取締役会は、上記（1）または（2）において対抗措置の発動の是非について判断を行う場合は、独立委員会の勧告を最大限尊重し、対抗措置の必要性、相当性等を十分検討した上で対抗措置発動または不発動等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。

具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で当社取締役会が最も適切と判断したものを選択することとします。当社取締役会が具体的対抗措置の一つとして、例えば新株予約権の無償割当てを行う場合の概要は原則として別紙４に記載のとおりですが、実際に新株予約権の無償割当てを行う場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とする等、対抗措置としての効果を勘案した条件を設けることがあります。

また、当社取締役会は、独立委員会が対抗措置の発動について勧告を行い、発動の決議について株主総会の開催を要請する場合には、株主の皆様に本プランによる対抗措置を発動することの可否を十分にご検討いただくための期間（以下「株主検討期間」といいます。）として最長60日間の期間を設定し、当該株主検討期間中に当社株主総会を開催することがあります。

当社取締役会において、株主総会の開催及び基準日の決定を決議した場合、取締役会評価期間はその日をもって終了し、ただちに、株主検討期間へ移行することとします。

当該株主総会の開催に際しては、当社取締役会は、大規模買付者が提供した必要情報、必要情報に対す

る当社取締役会の意見、当社取締役会の代替案その他当社取締役会が適切と判断する事項を記載した書面を、株主の皆様に対し、株主総会招集通知とともに送付し、適時・適切にその旨を公表いたします。

株主総会において対抗措置の発動または不発動について決議された場合、当社取締役会は、当該株主総会の決議に従うものとします。当該株主総会が対抗措置を発動することを否決する決議をした場合には、当社取締役会は対抗措置を発動いたしません。

また、当該株主総会の終結をもって株主検討期間は終了することとし、当該株主総会の結果は、決議後適時・適切に公表いたします。

**(4) 大規模買付行為待機期間**

株主検討期間を設けない場合は、上記４.(1)「大規模買付者による意向表明書の当社への事前提出」に記載の意向表明書が当社取締役会に提出された日から取締役会評価期間終了までを、また株主検討期間を設ける場合には取締役会評価期間と株主検討期間のあわせた期間終了までを大規模買付行為待機期間とします。そして大規模買付行為待機期間においては、大規模買付行為は実施できないものとします。

したがって、大規模買付行為は、大規模買付行為待機期間の経過後にのみ開始できるものとします。

**(5) 対抗措置発動の停止等について**

上記（3）において、当社取締役会または株主総会が具体的な対抗措置を講じることを決議した後、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行った場合等、対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の意見または勧告を最大限尊重した上で、対抗措置の発動の停止等を行うことがあります。

例えば、対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合、当社取締役会において、無償割当てが決議され、または無償割当てが行われた後においても、大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行う等、対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、新株予約権の効力発生日の前日までの間は、新株予約権無償割当ての中止、または新株予約権無償割当て後においては、行使期間開始日の前日までの間は、当社による新株予約権の無償取得（当社が新株予約権を無償で取得することにより、株主の皆様の新株予約権は消滅します。）の方法により対抗措置の発動の停止を行うことができるものとします。

このような対抗措置の発動の停止等を行う場合は、法令及び当社が上場する金融商品取引所の上場規則等に従い、当該決定について適時・適切に開示いたします。

**６．本プランの適用開始、有効期限、継続及び廃止**

本プランは、本株主総会での決議をもって同日より発効することとし、有効期限は平成32年６月30日までに終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。

ただし、本プランは、本株主総会において継続が承認され発効した後であっても、①当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、②当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。

また、本プランの有効期間中であっても、当社取締役会は、企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から随時見直しを行い、株主総会の承認を得て本プランの変更を行うことがあります。このように、当社取締役会において本プランについて継続、変更、廃止等の決定を行った場合には、その内容を速やかに公表いたします。

なお、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、金融商品取引所規則等の新設または改廃が行われ、かかる新設または改廃を反映することが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うことが適切である場合等、株主の皆様に不利益が及ばない場合には、必要に応じて独立委員会の賛同を得た上で、本プランを修正または変更する場合があります。

## Ⅱ．補足説明

本プランの内容は、上記Ⅰ．に記載のとおりですが、①株主の皆様に与える影響等、ならびに②本プランの合理性についてはそれぞれ以下の通りです。

株主の皆様におかれましては、これらの点もご考慮の上、本議案につきご承認いただければと存じます。

### 1．本プランが株主の皆様に与える影響等

#### (1) 大規模買付ルールが株主の皆様に与える影響等

大規模買付ルールは、株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としています。これにより株主の皆様は、十分な情報及び提案のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切にご判断いただくことが可能となり、そのことが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の保護につながるものと考えます。したがいまして、大規模買付ルールの設定は、株主の皆様が適切にご判断いただく上での前提となるものであり、株主の皆様の利益に資するものであると考えております。

なお、上記Ⅰ．５に記載のとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを順守するか否か等により大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

#### (2) 対抗措置発動時に株主の皆様に与える影響

大規模買付者が大規模買付ルールを順守しなかった場合または大規模買付ルールが順守されている場合であっても、大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらす等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律及び当社定款により認められている対抗措置を講じることがありますが、当該対抗措置の仕組み上、株主の皆様（大規模買付ルールを順守しない大規模買付者及び会社に回復し難い損害をもたらす等当社株主全体の利益を損なうと認められるような大規模買付行為を行う大規模買付者を除きます。）が法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。

当社取締役会が具体的対抗措置を講じることを決定した場合には、法令及び当社が上場する金融商品取引所規則等に従って適時・適切に開示いたします。

対抗措置の一つとして、例えば新株予約権の無償割当てを実施する場合には、株主の皆様は引受けの申込みを要することなく新株予約権の割当てを受け、また当社が新株予約権の取得の手続きをとることにより、新株予約権の行使価額相当の金銭を払い込むことなく当社による新株予約権の取得の対価として当社株式を受領することになるため、申込みや払込み等の手続は必要となりません。ただし、この場合、当社は、新株予約権の割当てを受ける株主の皆様に対し、別途ご自身が大規模買付者等でないこと等を誓約する当社所定の書式による書面のご提出を求めることがあります。

なお、当社は、新株予約権の割当期日や新株予約権の効力発生後においても、例えば、大規模買付者が大規模買付行為を撤回した等の事情により、新株予約権の行使期間開始日の前日までに、新株予約権の割当てを中止し、または当社が新株予約権に当社株式を交付することなく無償にて新株予約権を取得することがあります。これらの場合には、当該新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後（権利落ち日以降）に１株当たりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売却等を行った株主または投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

**２．本プランの合理性（本プランが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて）**

当社では、本プランの設計に際して、以下の諸点を考慮することにより、本プランが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものとはならないと考えております。

**（1）買収防衛策に関する指針の要件を充足していること**

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年５月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しています。

また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年６月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」及び東京証券取引所が平成27年６月１日に公表した「コーポレートガバナンス・コード」の「原則１－５いわゆる買収防衛策」の内容も踏まえたものとなっております。

**（2）株主共同の利益の確保・向上の目的をもって継続されていること**

本プランは、上記Ⅰ．１「本プランの目的」に記載のとおり、当社株式に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、または株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって継続されるものです。

**(3) 株主意思を反映するものであること**

本プランは、本株主総会における株主の皆様のご承認を条件としており、本株主総会において株主の皆様に本プランへの継続についてお諮りする予定であり、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

また、本プラン継続後、有効期間中であっても、当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、株主の皆様のご意向が反映されます。

**(4) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示**

本プランにおける対抗措置の発動は、上記Ⅰ．５「大規模買付行為が実施された場合の対応方針」に記載のとおり、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するよう、本プランの透明な運用を担保するための手続きも確保されております。

また、同委員会の勧告の概要は公表いたします。

**(5) デッドハンド型やスローハンド型ではないこと**

本プランは、当社の株主総会において選任された取締役により構成される取締役会によって廃止することが可能です。したがって、本プランは、デッドハンド型の対応策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない対応策）ではありません。また、当社は取締役の任期を１年としており、スローハンド型の対応策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する対応策）でもございません。なお、当社では取締役解任決議要件につきましても、特別決議を要件とするような決議要件の加重をしておりません。

以　上

（別紙１）

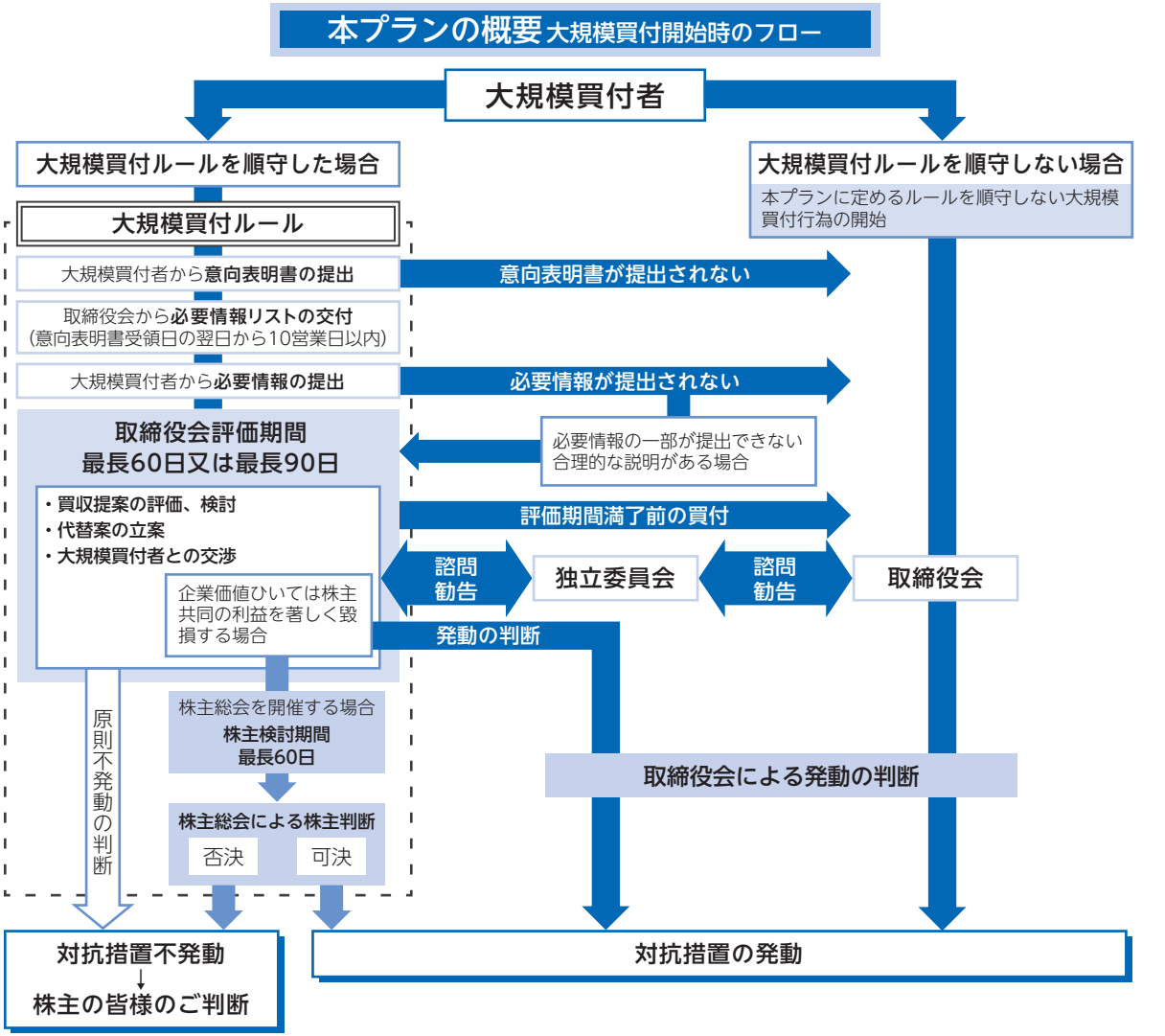


（注）本図は、本プランのご理解に資することを目的として、代表的な手続きの流れを図式化したものであり、必ずしも全ての手続きを示したものではございません。詳細につきましては、本文をご覧ください。

（別紙２）

## 独立委員会規程の概要

・独立委員会は当社取締役会の決議により設置する。

・独立委員会の委員は３名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立した社外取締役、社外監査役または社外有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士、学識経験者またはこれに準じる者）のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会の決議に基づき選任される。

・独立委員会は、大規模買付者が大規模買付ルールを順守したか否かの判断、大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうと認められるか否かの判断、対抗措置の発動不発動の判断、一旦発動した対抗措置の停止の判断等、当社取締役会から諮問のある事項について、原則としてその決定の内容を、その理由及び根拠を付して当社取締役会に対して勧告する。なお、独立委員会の各委員は、こうした決定にあたっては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うこととする。

・独立委員会は、当社の費用で、必要に応じて独立した第三者である外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）等の助言を得ることができるものとする。

・独立委員会の決議は、委員の過半数をもってこれを行う。

以　上

（別紙３）

## 独立委員会委員の略歴

本プラン継続後の独立委員会の委員は、以下の３名を予定しております。

**永　島　一　夫**

略　歴

| | |
|---|---|
| 昭和48年４月 | 長瀬産業株式会社入社 |
| 平成13年６月 | 同社執行役員 |
| | 同社電子第二事業部本部長 |
| | 同社電子総括室長 |
| 平成16年６月 | 同社取締役　兼　執行役員 |
| 平成21年４月 | 同社取締役　兼　常務執行役員 |
| 平成25年６月 | 当社社外監査役（現） |
| 平成26年３月 | 長瀬産業株式会社退職 |

**伊　東　君　男**

略　歴

| | |
|---|---|
| 昭和43年４月 | 関東信越国税局入局 |
| 平成８年２月 | 税理士資格取得 |
| 平成14年７月 | 小千谷税務署長 |
| 平成20年７月 | 東京国税局調査第四部長 |
| 平成21年７月 | 東京国税局退官　税理士開業（現） |
| 平成25年４月 | 当社顧問税理士 |
| 平成25年６月 | 当社補欠監査役 |
| 平成29年４月 | 当社顧問税理士　顧問契約解消 |
| 平成29年６月 | 当社社外監査役（予定） |

**山　口　秀　巳**

略　歴

| | |
|---|---|
| 昭和47年４月 | 東京国税局入局 |
| 平成10年５月 | 税理士資格取得 |
| 平成20年７月 | 北沢税務署長 |
| 平成25年７月 | 東京国税局調査第二部長 |
| 平成26年７月 | 東京国税局退官 |
| 平成26年８月 | 税理士開業（現） |
| 平成29年４月 | 当社顧問税理士（現） |
| 平成29年６月 | 当社補欠監査役（予定） |

上記、各独立委員と当社の間には特別の利害関係はありません。なお、社外監査役永島一夫氏は、当社が上場する金融商品取引所に対し、独立役員として届け出ております。伊東君男氏は、現在社外監査役の補欠監査役であり、本株主総会にて社外監査役に就任予定であり、金融商品取引所に対し独立役員として届け出る予定です。山口秀巳氏は、本株主総会にて補欠監査役に選任予定です。

以　上

（別紙４）

## 新株予約権無償割当ての概要

１．新株予約権無償割当ての対象となる株主及びその割当方法
当社取締役会で定める割当期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（ただし、当社の所有する当社普通株式を除く。）１株につき１個の割合で新たに払込みをさせないで新株予約権を割り当てる。

２．新株予約権の目的となる株式の種類及び数
新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権１個当たりの目的となる株式の数は１株とする。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

３．株主に割り当てる新株予約権の総数
当社取締役会が定める割当期日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式総数（ただし、当社の所有する当社普通株式を除く。）を減じた数を上限とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当てを行うことがある。

４．各新株予約権の行使に際して出資される財産及びその価額
各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は１円以上で当社取締役会が定める額とする。なお、当社取締役会が新株予約権を取得することを決定した場合には、行使価額相当の金額を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として、株主に新株を交付することがある。

５．新株予約権の譲渡制限
新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

６．新株予約権の行使条件
議決権割合が20％以上の特定株主グループに属する者（ただし、あらかじめ当社取締役会が同意した者を除く。）でないこと等を行使の条件として定める。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

7．新株予約権の行使期間等

新株予約権の割当てがその効力を生じる日、行使期間、取得条項その他必要な事項については、当社取締役会が別途定めるものとする。なお、取得条項については、上記６.の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権１個につき当社取締役会が別途定める株数の当社普通株式を交付することができる旨や当社が新株予約権に当社株式を交付することなく無償にて新株予約権を取得する旨の条項を定めることがある。なお、当社は、上記６.の行使条件のため新株予約権の行使を認められない者が有する新株予約権の取得の対価として金銭を交付することを想定していない。

以　上

# 1. 企業集団の現況

## (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における日本経済は、雇用及び所得環境の改善が進みましたが、個人消費や設備投資の回復はやや力強さに欠ける結果となりました。一方、海外経済におきましては、米国経済は堅調な個人消費に支えられ緩やかながらも成長が続き、アジア新興国地域においては、中国経済は低水準ではあるが下げ止まり、アセアン経済は一部を除き堅調に推移いたしました。

このような経済環境のもとで、当連結会計年度の売上高は、1,571億８千５百万円（前年同期比2.2％減）となりましたが、営業利益は高付加価値製品へのシフトもあり119億８千２百万円（同20.4％増）、経常利益は122億４百万円（同17.6％増）の増益となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は99億５千万円（同152.2％増）と大幅な増益となりましたが、これは前連結会計年度に環境対策のための投資費用を特別損失に計上したためなどによるものであります。

### 売上高

| 第113期（平成28年３月期） | 前期比 | 第114期（平成29年３月期） |
|---|---|---|
| 160,770百万円 | 2.2％減 | 157,185百万円 |

### 営業利益

| 第113期（平成28年３月期） | 前期比 | 第114期（平成29年３月期） |
|---|---|---|
| 9,954百万円 | 20.4％増 | 11,982百万円 |

### 経常利益

| 第113期（平成28年３月期） | 前期比 | 第114期（平成29年３月期） |
|---|---|---|
| 10,379百万円 | 17.6％増 | 12,204百万円 |

### 親会社株主に帰属する当期純利益

| 第113期（平成28年３月期） | 前期比 | 第114期（平成29年３月期） |
|---|---|---|
| 3,946百万円 | 152.2％増 | 9,950百万円 |

次に事業セグメントの業績についてご報告いたします。
なお、営業利益につきましては、全社費用等の配分前で記載しております。

## 化成品事業

主要な製品：無機・有機顔料、各種着色剤、情報記録関連材料

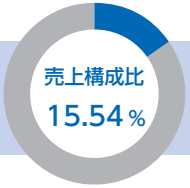


当事業は、無機・有機顔料、各種着色剤、情報記録関連材料の製造・販売を行っております。情報記録関連材料の製品が好調に推移し、その他の汎用顔料は堅調に推移いたしました

これらの結果、当セグメントの売上高は244億２千５百万円（前年同期比0.5％増）となり、営業利益は36億８千３百万円（同2.0％増）となりました。

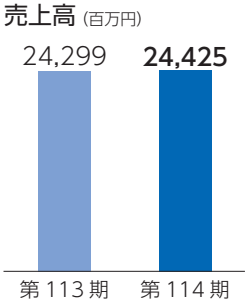


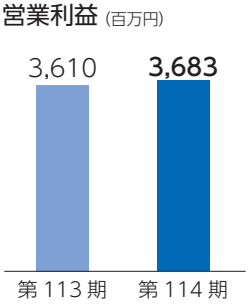


## 化学品事業

主要な製品：各種合成樹脂着色剤・コンパウンド、各種コート材

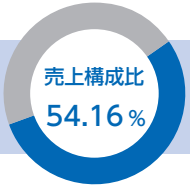


当事業は、各種合成樹脂着色剤・コンパウンド、各種コート材の製造・販売を行っております。車両業界向け着色剤は海外向けが好調に推移しました。国内においては情報電子業界向けのコート材製品が好調に推移しました。海外連結子会社においては華南地区や東南アジアのコンパウンド事業拠点の業績が改善しました。

これらの結果、当セグメントの売上高は851億３千７百万円（前年同期比2.3％減）となりましたが、営業利益は62億３千万円（同35.1％増）となりました。

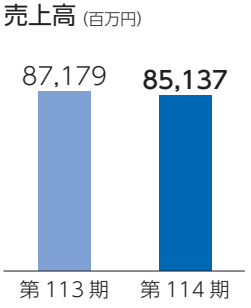


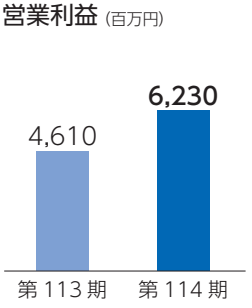

## 高分子事業

主要な製品：高分子製品、天然高分子製品




当事業は、高分子製品、天然高分子製品の製造・販売を行っております。

車両業界向けの内装用材料は北米市場向けが堅調に推移し、情報記録関連材料の特殊コーティング剤も引き続き伸長いたしました。海外連結子会社においては中国、アメリカの事業拠点の業績が好調に推移しました。

これらの結果、当セグメントの売上高は180億６千８百万円（前年同期比0.9％減）となりましたが、営業利益は41億円（同15.4％増）となりました。

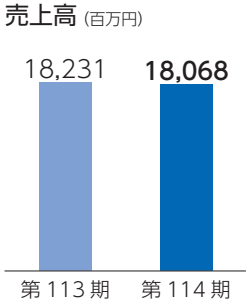


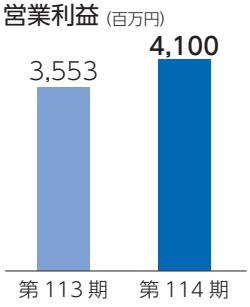


## 印刷総合システム事業

主要な製品：各種印刷インキ

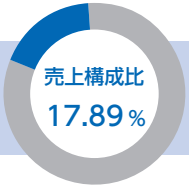


当事業は、各種印刷インキの製造・販売及び事業に付帯する商品とサービスを提供しております。パッケージ業界向けグラビアインキは概ね堅調に推移しました。

一方、オフセットインキは需要減少に対して、コストダウンに注力しました。

これらの結果、当セグメントの売上高は281億２千３百万円（前年同期比5.0％減）となり、営業利益は29億５千８百万円（同2.5％減）となりました。

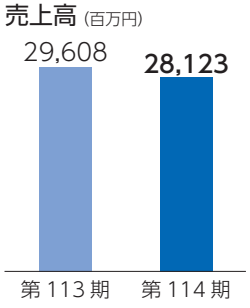


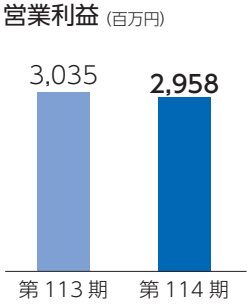

## その他事業

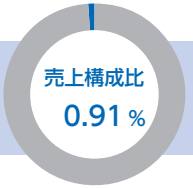


当事業は、グループ各社への不動産賃貸及び金融事業等を行っております。当セグメントの売上高は14億３千万円（前年同期比1.5%減）となり、営業損失は２億１千万円となりました。

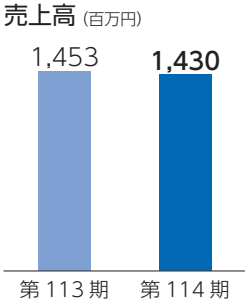


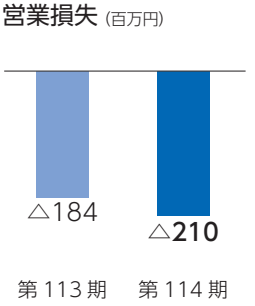

## (2) 対処すべき課題

「事業の経過及びその成果」を踏まえ、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の創出のため、次の４つの施策を重点的に推進してまいります。

ア．海外売上比率５０％の達成

当社グループ全体の業績向上のために、海外生産拠点の増産投資を積極的に実施し、海外における売上高を増強いたします。

イ．国内生産体制の拡充

伸びる製品の増産のため、移転あるいはスクラップアンドビルドを視野に入れた事業展開を行います。これに併せ、効率の高い新設備、省人化設備の導入、適切な配置など、技術や生産面での効率アップを進めます。また、引き続き環境対策、人材育成を積極的に実施いたします。

ウ．発展分野研究開発への注力

有機無機合成・顔料処理技術、分散・加工技術、樹脂合成技術など、当社グループのコア技術を深化、発展させると同時に、それらを基礎として、次の４つの重点ターゲットへの一層の貢献を目指します。

・環境分野（二酸化炭素を原料とするウレタン樹脂など）
・エネルギー分野（カーボンナノチューブ分散体など）
・パーソナルケア分野（パーソナルケア向け天然由来高分子など）
・IT・エレクトロニクス分野（多様な機能設計が可能な高機能ポリマーなど）

エ．システム再編

以下の２つの対応を行います。

・ERPシステム導入
適格で迅速な意思決定を行うために、グループ会社の経営情報をリアルタイムに把握するERPシステムを導入します。

・物流システムの合理化
輸送、在庫コストの削減とサービスの維持向上を同時に実現するため、抜本的な合理化を進めます。

## (3) 設備投資の状況

当社グループの当連結会計年度の設備投資の総額は、43億８千８百万円であります。

化成品事業においては、当社東京製造事業所における化成品事業設備の拡充・改修を中心に、11億３千３百万円の設備投資を実施いたしました。

化学品事業においては、当社大阪製造事業所における化学品事業設備の拡充を中心に、13億７千９百万円の設備投資を実施いたしました。なお、DAINICHISEIKA　CHEMICAL(SHENZHEN)FACTORY　LTD.の清算手続きの一環として、固定資産を売却しております。

高分子事業においては、連結子会社である浮間合成㈱における佐倉製造事業所への生産設備移転を中心に、12億６千２百万円の設備投資を実施いたしました。

印刷総合システム事業においては、当社川口製造事業所における耐震対策関連を中心に、３億９千５百万円の設備投資を実施いたしました。

全社共通として、特定の報告セグメントに帰属しない研究開発等のための設備投資を中心に、１億９千４百万円の設備投資を実施いたしました。

なお、複数の報告セグメントに係る設備投資については、適切な配賦基準によって各報告セグメントへ配分しております。

## (4) 資金調達の状況

当連結会計年度中において、当社グループは特記すべき資金調達は行っておりません。なお、当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行３行と総額80億円の特定融資枠契約（コミットメントライン）を締結しております。

## (5) 財産及び損益の状況

| 区分 | 第111期<br>(平成26年3月期) | 第112期<br>(平成27年3月期) | 第113期<br>(平成28年3月期) | 第114期<br>(当連結会計年度)<br>(平成29年3月期) |
|---|---|---|---|---|
| 売上高(百万円) | 159,899 | 162,999 | 160,770 | 157,185 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益(百万円) | 6,015 | 5,662 | 3,946 | 9,950 |
| 1株当たり当期純利益(円) | 64.79 | 60.99 | 42.51 | 107.20 |
| 総資産(百万円) | 165,044 | 177,458 | 173,744 | 188,248 |
| 純資産(百万円) | 66,777 | 77,184 | 76,093 | 88,439 |
| 1株当たり純資産額(円) | 699.49 | 807.57 | 791.43 | 930.15 |

(注) 1. 売上高、親会社株主に帰属する当期純利益、総資産、純資産は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 1株当たり当期純利益、1株当たり純資産額は、小数点第3位以下を四捨五入して表示しております。

## (6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

| 会社名 | 資本金 | 当社の議決権比率 | 主要な事業内容 |
|---|---|---|---|
| 浮間合成株式会社 | 401百万円 | 100.0% | 高分子事業製品の製造 |
| ハイテックケミ株式会社 | 300百万円 | 100.0 | 化学品事業製品の製造 |
| DAICOLORCHEM EU,S.A. | 7,653千EUR | 100.0 | 化成品事業製品の製造 |
| DAINICHI COLOR (THAILAND) ,LTD. | 234百万Baht | 93.0 | 化学品事業製品の製造販売 |
| DAINICHISEIKA,INC. | 29,935千US$ | 100.0 | 米国地区における持株会社 |
| DAINICHISEIKA (HK) COLOURING CO.,LTD. | 83,000千HK$ | 100.0 | 化学品事業製品の販売 |
| 東莞大日化工廠有限公司 | 121,000千HK$ | 100.0 | 化学品事業製品の製造 |
| 大日精化（上海）化工有限公司 | 22,230千US$ | 100.0 | 化学品事業製品、高分子事業製品及び印刷総合システム事業製品の製造販売 |
| DAINICHI COLOR VIETNAM CO.,LTD. | 8,700千US$ | 60.0 | 化学品事業製品の製造販売 |
| DAINICHI COLOR INDIA PRIVATE LTD . | 941,366千INR | 100.0 | 化学品事業製品の製造販売 |
| HI-TECH COLOR,INC. | 6,992千US$ | 100.0 | 高分子事業製品の製造販売 |
| DM COLOR MEXICANA S.A.DE C.V. | 15,000千US$ | 65.0 | 化学品事業製品の製造販売 |

（注）1．資本金は、子会社の決算日現在であり表示単位未満を切り捨てて表示しております。
2．当社の議決権比率は、当社子会社が有する議決権数も合わせて算出しております。
3．当社の議決権比率は、小数点第２位以下を切り捨てて表示しております。
4．DAINICHISEIKA,INC.は、清算手続き中の会社であります。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

### (7) 主要な事業内容（平成29年３月31日現在）

事業部門別の主要な製品は以下のとおりであります。

| 事業区分 | 主要な製品 |
|---|---|
| 化成品事業 | 無機・有機顔料、各種着色剤、情報記録関連材料 |
| 化学品事業 | 各種合成樹脂着色剤・コンパウンド、各種コート材 |
| 高分子事業 | 高分子製品、天然高分子製品 |
| 印刷総合システム事業 | 各種印刷インキ、事業に付帯する商品とサービス |
| その他事業 | グループ会社への不動産賃貸及び金融事業、その他 |

### (8) 主要な営業所及び工場（平成29年３月31日現在）

① 当社

本社：東京
支社：東日本（東京）、中部（愛知）、西日本（大阪）
製造事業所：東京、川口（埼玉）、東海（静岡）、大阪、滋賀

② 子会社の主要な事業所

浮間合成株式会社：赤羽（東京）、佐倉（千葉）
ハイテックケミ株式会社：成田（千葉）
DAICOLORCHEM EU,S.A.：スペイン
DAINICHI COLOR(THAILAND),LTD.：タイ
DAINICHISEIKA(HK)COLOURING CO.,LTD.：香港
東莞大日化工廠有限公司：中華人民共和国
大日精化（上海）化工有限公司：中華人民共和国
DAINICHI COLOR VIETNAM CO.,LTD.：ベトナム
DAINICHI COLOR INDIA PRIVATE LTD.：インド
HI-TECH COLOR,INC.：アメリカ
DM COLOR MEXICANA S.A.DE C.V.：メキシコ

### (9) 使用人の状況（平成29年３月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

| 事業区分 | 使用人数 | 前連結会計年度末比増減 |
|---|---|---|
| 化成品事業 | 565名 | 42名 |
| 化学品事業 | 2,162 | 139名 |
| 高分子事業 | 305 | 2名 |
| 印刷総合システム事業 | 616 | 0名 |
| その他事業 | 107 | 25名 |
| 全社（共通） | 133 | △18名 |
| 合計 | 3,888 | 190名 |

② 当社の使用人の状況

| 使用人数 | 前事業年度末比増減 | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|---|---|---|---|
| 1,469名 | 8名 | 43歳 | 19年 |

### （10）主要な借入先の状況（平成29年３月31日現在）

| 借入先 | 借入額 |
|---|---|
| 株式会社三井住友銀行 | 6,913百万円 |
| 株式会社みずほ銀行 | 6,025 |
| 株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行 | 5,899 |
| みずほ信託銀行株式会社 | 3,370 |
| 株式会社千葉銀行 | 3,197 |
| 株式会社足利銀行 | 2,615 |

（注）　主要な借入先の状況は、当社の借入先及び借入額を記載しております。

### （11）その他企業集団の現況に関する重要な事項

DAINICHISEIKA CHEMICAL(SHENZHEN)FACTORY LTD.につきましては清算したため連結の範囲から除いております。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況（平成29年３月31日現在）

① 発行可能株式総数　250,000,000株
② 発行済株式の総数　93,065,554株（うち自己株式　225,141株）
③ 株主数　3,860名
④ 大株主（上位10名）

| 株主名 | 持株数 | 持株比率 |
|---|---|---|
| 株式会社三井住友銀行 | 4,412千株 | 4.75% |
| 三井生命保険株式会社 | 3,273 | 3.52 |
| 株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行 | 3,005 | 3.23 |
| 株式会社みずほ銀行 | 2,903 | 3.12 |
| みずほ信託銀行株式会社 | 2,600 | 2.80 |
| 大日精化従業員持株会 | 2,494 | 2.68 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口） | 2,395 | 2.57 |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口） | 2,366 | 2.54 |
| 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 | 1,855 | 1.99 |
| 高橋　靖 | 1,815 | 1.95 |

（注）１．持株比率は、発行済株式の総数から自己株式（225,141株）を減じた株式数を基準に算出し、小数点第３位以下を切り捨てて表示しております。
２．持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

### (2) 新株予約権等の状況（平成29年３月31日現在）

該当事項はありません。

## (3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（平成29年３月31日現在）

| 会社における地位 | 氏名 | 担当及び重要な兼職の状況 |
|---|---|---|
| 代表取締役社長 | 高橋弘二 | 社長室、秘書室、内部監査室、生産企画室担当<br>ディー・エス・エフ株式会社代表取締役社長 |
| 代表取締役専務 | 中村一男 | 生産機構総括<br>推進機構総括<br>総務･人事本部、広報本部、購買本部、<br>海外事業本部担当<br>CSR・リスク管理推進本部担当<br>大日精化（上海）化工有限公司董事長 |
| 代表取締役常務 | 中條建吾 | 事業機構総括<br>コート材事業部、ファインポリマー事業部、<br>オフセットインキ事業部、<br>グラビアインキ事業部、<br>ケミカルバイオ事業部担当 |
| 取締役 | 榊原俊哉 | 推進機構担当<br>事業管理本部、経理・財務本部、<br>情報システム本部担当<br>最高財務責任者 |
| 取締役 | 齋藤修 | 生産機構担当<br>各製造事業所、施設・設備本部担当、<br>CSR・リスク管理推進本部本部長 |
| 取締役 | 多田和資 | 事業機構担当<br>顔料事業部、化成品事業部、<br>合樹・着材第１事業部、<br>合樹・着材第２事業部担当<br>DAICOLOR ITALY S.R.L.社長 |
| 取締役 | 小城義尚 | 技術機構総括<br>技術管理本部、基幹技術本部、事業開発本部担当 |
| 社外取締役 | 瀧野裕之 | オー・ジー株式会社代表取締役会長 |
| 社外取締役 | 山田恒太郎 | |
| 監査役（常勤） | 橋口典義 | |
| 監査役（常勤） | 横田修 | |
| 社外監査役 | 石山弘 | |
| 社外監査役 | 永島一夫 | |

（注）１．取締役瀧野裕之氏は社外取締役であり、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。なお、当社はオー・ジー株式会社との間には特別な関係はありません。
２．取締役山田恒太郎氏は社外取締役であり、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
３．社外監査役石山弘氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
４．社外監査役石山弘氏及び永島一夫氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
５．平成28年６月29日開催の第113期定時株主総会終結の時をもって、取締役吉田明男氏、取締役花田和行氏、取締役山南隆徳氏、取締役服部裕氏は、いずれも任期満了により退任いたしました。

② 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

| 区　　分 | 支給人数 | 報酬等の額 |
|---|---|---|
| 取締役 | 13名 | 246百万円 |
| （うち社外取締役） | (2) | (15) |
| 監査役 | 4 | 46 |
| （うち社外監査役） | (2) | (13) |
| 合計 | 17 | 292 |

（注）１．上記報酬等の額には、平成28年６月29日開催の第113期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役4名を含んでおります。
２．取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
３．取締役の報酬限度額は、平成26年６月27日開催の第111期定時株主総会において年額500百万円以内（うち社外取締役分50百万円以内）と決議いただいております。
なお、使用人兼務取締役の使用人分給与をこの報酬限度額に含まないものと決議いただいております。
４．監査役の報酬限度額は、平成４年６月26日開催の第89期定時株主総会において年額95百万円以内と決議いただいております。
５．上記報酬等の額には、当事業年度に費用処理した役員退職慰労引当金繰入額25百万円（取締役13名21百万円（うち社外取締役２名１百万円)、監査役４名３百万円（うち社外監査役２名１百万円））を含んでおります。
６．平成28年６月29日開催の第113期定時株主総会決議に基づき、役員退職慰労金を取締役４名に27百万円を支給しております。
７．記載金額は、百万円未満を切り捨てております。

③　社外役員に関する事項

イ．当事業年度における主な活動状況

・取締役会及び監査役会への出席状況

| | 取締役会（14回開催） | | 監査役会（17回開催） | |
|---|---|---|---|---|
| | 出席回数 | 出席率 | 出席回数 | 出席率 |
| 社外取締役　瀧野裕之 | 14回 | 100% | — | — |
| 社外取締役　山田恒太郎 | 14 | 100 | — | — |
| 社外監査役　石山　弘 | 14 | 100 | 17回 | 100% |
| 社外監査役　永島一夫 | 14 | 100 | 17 | 100 |

・取締役会及び監査役会における発言状況

社外監査役石山弘氏は、税理士の経験から財務・会計の適切な知見から意見を述べ、また、社外取締役瀧野裕之氏、山田恒太郎氏、社外監査役永島一夫氏は、他社での企業集団経営における豊富な経験と能力、幅広い見識から意見を述べるなど、取締役会または監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

ロ．責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第１項及び定款の規定に基づき、各社外役員との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。ただし、各社外役員がその責任の原因となった職務の遂行について、善意でかつ重大な過失がないときに限るものとしております。

## (4) 会計監査人の状況

① 名称　　監査法人　保森会計事務所

② 報酬等の額

| | 支　払　額 |
|---|---|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 | 47百万円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 47 |

(注) 1．当社の一部の連結子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。
2．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3．当該金額について、当社監査役会は、会計監査人から監査計画（監査方針、監査項目、監査予定時間等）の説明を受けた後、その内容及び報酬見積の額について、前期の実績評価を踏まえ、前期の計画と実績・報酬総額・時間当たり報酬単価等との比較検討及び経理部門等の情報・見解の確認等を行い検討した結果、報酬等の額は妥当と判断し、会社法第399条第１項の同意を行っております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

⑤　責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第１項及び定款の規定に基づき、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。ただし、会計監査人がその責任の原因となった職務の遂行について、善意でかつ重大な過失がないときに限るものとしております。

## (5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

①　業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制について取締役会で決議した内容の概要は以下のとおりであります。

１．取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

ⅰ．当社及び当社グループ会社に係わる重要事項は、法令及び定款に従い取締役会で決定します。

ⅱ．取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保し、かつ社会的責任及び企業倫理の課題を果すため、「社是」及び「企業理念」のもと、「ＣＳＲ基本方針」、「大日精化グループ企業倫理憲章」、「役職員行動規範」などを制定し周知徹底させます。

２．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

ⅰ．当社は「情報セキュリティ管理規程」及び「文書保存管理規程」を定め業務上の情報の保存・管理に関して適切な運用を行います。

ⅱ．取締役の職務の執行に係る取締役会議事録、稟議書等に係る情報については、取締役及び監査役がこれらの情報を必要とするときにはいつでも閲覧することができるよう、適切に保存します。

３．損失の危機管理に関する規程その他の体制

様々なリスクに対応するため、「リスク管理規程」を定め、業務を分掌・管理する各々の機構組織部門において管理します。また、取締役を責任者として組織されているＣＳＲ・リスク管理推進本部がリスク評価を進めると共に、全般的なリスクを統括します。

４．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

ⅰ．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を定期的に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、当社の経営方針及び経営戦略に関わる重要事項については、経営トップ及び関係する取締役によって構成される常務会において事前審議し、取締役会にて執行決定を行います。

また、予算、進捗管理、決算、投資に関わる重要案件については関係する取締役及び機構組織のメンバーによって構成される損益管理委員会にて審議します。

ⅱ．取締役会の決定に基づく業務執行については、「組織分掌規程」、「職務権限規程」を定め、それぞれの権限とその責任の範囲を明確にします。

5．使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保し、かつ社会的責任及び企業倫理の課題を果たすため、「社是」及び「企業理念」のもと、「ＣＳＲ基本方針」「大日精化グループ企業倫理憲章」「役職員行動規範」などを制定し周知徹底させます。

また、ＣＳＲ・リスク管理推進本部は、コンプライアンス相談・通報窓口を通じてコンプライアンス違反の早期発見・是正の体制を整備します。

6．当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

ⅰ．当社及び当社グループ会社の適正な業務の推進を確保するために「関係会社管理規程」、「職務権限規程」において子会社の決裁、報告の基準を定め、子会社の自主性を確保しつつ、重要事項に関し当社の業務担当部門が関与することにより、報告・決定が適正に行われる体制を整備します。

ⅱ．当社及び当社グループ会社の全てに適用される「リスク管理規程」を定め、CSR・リスク管理推進本部がリスクの評価及び情報の共有を図ると共にリスク管理体制を整備します。

ⅲ．当社及び当社グループ会社の全てに適用される、「社是」「企業理念」「大日精化グループ企業倫理憲章」「役職員行動規範」「コンプライアンス規程」等の諸規程を定め、当社及び当社グループ会社の業務の適正を確保するための体制を整備します。

7.監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

ⅰ． 監査役の職務を補助すべき使用人として、当社の使用人から監査役補助者を任命することとしております。

ⅱ．監査役補助者の評価は監査役が行い、監査役補助者の任命、解任、人事異動等については監査役会の同意を要件とし、取締役からの独立性を確保します。

ⅲ．監査役補助者は、その職務を行うに当たっては監査役の指示にのみ従うものとすることにより、監査役の監査補助者に対する指示の実効性を確保します。

8.監査役への報告に関する体制、及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱を受けないことを確保するための体制

ⅰ．当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役及び使用人は、当社の業務又は業績に影響を与える重要な事項について監査役に都度報告するものとします。前記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができます。

ⅱ．当社グループでは、内部通報制度を拡充し、使用人が監査役に対して直接通報できるシステムを導入し、「ＣＳＲ・リスク管理推進本部」に通報された情報は、監査役とも共有化される体制を構築しております。

ⅲ．当社グループでは、監査役に報告を行った者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いをしない旨の定めを「内部通報規程」に置くことにより、当該不利益な取扱いを受けないことを確保する体制を整備します。

9．監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理については、監査役の請求等の内容が明らかに当該職務に必要でないと認められる場合を除き、当該請求等に従い速やかに処理を行います。

10.その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

ⅰ.監査役は、取締役会に出席すると共に、重要事項を審議及び報告する会議に出席します。

ⅱ.監査役は必要に応じて稟議書等の関係資料を閲覧することで、監査の実効性を高めます。

11.反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社及び当社グループ会社は、「大日精化グループ企業倫理憲章」と「役職員行動規範」により反社会的勢力及び団体とは決して関わりを持たず、圧力を受けた場合は毅然とした対応をとります。

また、一層複雑化する反社会的勢力からの被害を防止するために、「反社会的勢力排除宣言」を作成し、総務部が関係機関との密接な連携を取りながら、社内啓発活動を行います。また、当社グループ会社の関係部門との協力・連携体制を強化します。

12.金融商品取引法に基づく内部統制の整備体制

金融商品取引法第24条第４項第４号に規定する「内部統制報告書」の有効かつ適切な提出のため「財務報告に係る内部統制委員会」が主管して財務報告の信頼性を確保するための内部統制システムを構築すると共に内部統制が適正に機能していることを継続的に評価し、必要があれば適切な是正・指導を行う体制を整備します。

② 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための運用状況の概要は、以下のとおりであります。

１．コンプライアンスに対する取組みについて

「社是」及び「企業理念」のもと「ＣＳＲ基本方針」、「大日精化グループ企業倫理憲章」、「役職員行動規範」等を制定し、当社及び当社グループのすべての役職員に周知徹底を図るとともに、内部統制監査によるモニタリングを通じ、法令及び定款違反の発生又は発生するおそれのある場合は、厳正な調査を行い、客観的な事実関係を見極め、適切な対応方法を選択し、再発防止を図っております。

また、内部通報制度として、監査役への直接通報のフローを設定すると同時に、会社側窓口に対する通報があった場合には、速やかに監査役への連絡を行うフローも設定いたしました。

通報された情報は、独立社外監査役も含めた監査役会で共有化される仕組みとなっております。

さらに、会社側が内部通報制度によって得られた情報は、CSR・リスク管理推進本部にて直ちに内容を確認・検証し、同時に、その内容の重要度に応じて取締役会にも報告することとしております。

また、「内部通報規程」 を置くことにより、監査役に報告を行った者が当該報告をしたことを理由として当該不利益な取扱いを受けないことを確保する体制を構築しております。

２．職務執行の適正性及び効率的に行われることに対する取組みについて

取締役会は当期において14回開催されました。取締役会の審議資料は必要に応じて事前配布され、更に社外役員に対しては議題の事前説明を行う等、出席者が十分な準備を行えるように配慮しておりま

す。取締役会議事録や重要事項に関する稟議書等の取締役の職務執行に関する情報については、「文書保存管理規程」等の社内規程に基づき、適切に保存され、取締役及び監査役は、これらの情報を必要とする時にはいつでも閲覧することができます。

また、当社の経営方針及び経営戦略に関わる重要事項については、経営トップ及び関係する取締役によって構成される常務会において審議し、予算、進捗管理、決算、投資に関わる重要案件については関係する取締役及び機構組織のメンバーによって構成される損益管理委員会にて審議しております。

3．損失の危険の管理に対する取組みについて

「リスク管理規程」に基づき、取締役を責任者として組織されているＣＳＲ・リスク管理推進本部が全般的なリスクを統括しております。またリスク管理体制を強化するため、本部内にリスク管理部会を設置し、リスクの確認、評価を行うとともに、重大なリスクへの適切な対応を行っております。

4．監査役の監査が実効的に行われることに対する取組みについて

監査役会は、独立社外監査役２名を含む監査役４名で構成されております。監査役会は当期において17回開催され、各監査役から監査方針、職務の分担に従い、監査に関する重要事項の報告及び協議又は決議を行っております。

監査役は取締役会に出席するとともに、重要事項を審議及び報告する会議に出席しております。

監査役は、取締役や内部監査室と連携し、監査を行うにあたって必要となる情報収集を行うとともに、収集した情報に不足がある場合には、会社に対し必要な情報や資料の提供を求めております。

## (6) 会社の支配に関する基本方針

会社法施行規則第118条第３号に定める「株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（以下「会社の支配に関する基本方針」といいます。）の内容は以下のとおりであります。

① 会社の支配に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業理念、企業価値の様々な源泉、当社をご支持くださる多数のステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保、向上させる者でなければならないと考えております。

当社株主の在り方は、当社株式の市場における自由な取引を通じて決定されるものであり当社の支配権の移転を伴う大規模な買付提案等がなされた場合であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、一概に否定するものではなく、これに応じるか否かのご判断も、最終的には株主の皆様のご意思に基づき行われるべきものと理解しております。

しかしながら、近年、資本市場における株式の大規模な買付行為や買付提案の中には、その目的が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうことが明白であるもの、当社や株主の皆様に対して買付けに係る内容及び代替案等を検討するための十分な時間や情報を提供しないもの、買付けに応じることを株主の皆様に強要するような仕組みを有するもの、買付条件が不適切であるもの等々、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも想定されます。

このような大規模な買付行為や買付提案を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適切でないと考えております。

② 会社支配に関する基本方針の実現に資する取組み

当社は、1931年（昭和６年）に顔料の製造・販売を目的に設立しプラスチック時代の幕開けとなった1940年代半ばより、国産化・自社開発に拘りながら各種プラスチック製品の着色化に貢献、また合成繊維の誕生に合わせて化・合成繊維の原液着色の技術を開発しました。1970年代より海外市場へ展開し、日本企業の海外進出に合わせ、エリアを拡大してまいりました。創業以来培ってきました技術の継承と新規分野の研究開発を背景に、材料特性を熟知した素材メーカーとして、カラー化時代の先取りと様々なユーザーニーズに応える分散・加工・配合等の基本技術と応用展開の結実として、現在、各種合成樹脂着色剤、各種印刷インキ、合成樹脂に加えて時代の要請に即した機能性付与製品や情報記録関連の製品、環境配慮型製品まで多様な製品ラインアップを擁し、広範な業界の多数のお取引先から厚い信頼を得ております。

このように、当社は創立以来蓄積してきた「有機無機合成・顔料処理技術」「分散・加工技術」「樹脂合成技術」の３つのコア技術を企業価値の源泉とし、品質・コスト競争力とブランドの向上に努めながら、株主の皆様、取引先の皆様、従業員、さらには地域社会等との長年に亘る信頼関係を構築しております。これらは、数値に表れ難い企業価値として重要な要素と認識しております。

当社は、「大日精化環境方針」、「環境に関する経営基本方針」を制定しております。人類文化の保護発展と自然環境を護り、「環境・安全・健康・品質」を良好に保つことを企業目的の一つとしております。国際規則及び国内外の関係法令を順守するとともに、企業活動に伴う資源・エネルギーの効率的な利用、産業廃

棄物の減量、再資源化・再利用化、安全のための予防・緊急対策等をも含めて化学メーカーとしての行動指針としております。

また、コーポレート・ガバナンス（企業統治）の強化を通じて、経営の透明性及び効率性を確保し、株主の皆様をはじめとするステークホルダーの信頼をより高め、社会責任を全うするため、ガバナンス機能の充実が経営上の重要な課題であると認識しております。法令順守及びリスク管理等の徹底のために、「ＣＳＲ・リスク管理推進本部」を設置し、内部監査の独立部門である内部監査室と情報の共有化を図り、内部統制システムの充実に積極的に取り組んでおります。

以上、当社では多くの投資家の皆様に中長期的に当社への投資を継続していただくため、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上のため、役員・社員一丸となって上記のような取組みを実施しております。今後とも株主の皆様、お取引先、従業員、地域社会等のステークホルダーからの信頼を磐石なものとするため一層その充実、拡充に努める所存であります。これらの取組みは上記①会社の支配に関する基本方針の実現にも資するものと考えております。

③　会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止する取組み

当社は、会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるための取組みとして「当社株式の大規模買付行為に関する対応策」（以下「本プラン」といいます。）について、平成26年6月27日開催の第111期定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）において、株主の皆様にご承認いただき継続しております。

本プランの対象となる当社株式の大規模買付行為とは、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為をいい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。

本プランにおける大規模買付時における情報提供と検討時間の確保等に関しては、次のとおり一定のルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を設けており、大規模買付ルールによって、①事前に大規模買付者が当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、②必要情報の提供完了後、対価を現金のみとする公開買付による当社全株式の買付けの場合は最長60日間、またはその他の大規模買付行為の場合は最長90日間を当社取締役会による評価・検討等の取締役会評価期間として設定し、取締役会評価期間、また株主検討期間を設ける場合には取締役会評価期間と株主検討期間が経過した後に大規模買付行為を開始するというものです。

本プランにおいては、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。ただし、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合、遵守しても当該大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断する場合には、必要かつ相当な範囲で新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置をとることがあります。

このように対抗措置をとる場合、その判断の客観性及び合理性を担保するために、取締役会は対抗措置の発動に先立ち、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外監査役または社外有識者から選任された委員で構成する独立委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は対抗措置の発動の是非について、取締役会評価期間内に勧告を行うものとします。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。なお、本プランの有効期限は平成29年6月に開催予定の当社第114期定時株主総会の終結の時までとします。本プランは、本株主総会において継続が承認され発効した後であっても、①当社株主総会において本プランを廃止する旨の株主の一定割合の意思表示が行われた場合、②当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議等が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。

継続後の本プランの詳細につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト(http://www.daicolor.co.jp）に掲載しております。

④　本プランが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて

本プランは、①買収防衛策に関する指針において定める三原則を充足していること及び経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も踏まえたものとなっていること、②当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること、③株主総会での承認により発効しており、株主意思を反映するものであること、④独立性の高い社外者のみから構成される独立委員会の判断を重視するものであること、⑤デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策でないこと等の理由から、基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうものでなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

（ご参考）

上記プランにつきましては、有効期間満了にあたり、平成29年４月13日開催の取締役会において、平成29年６月29日開催の第114期定時株主総会で株主の皆様のご承認を得ることを条件に、一部変更を行った上で継続することを決議しており、同定時株主総会の議案として上程しております。詳細につきましては、招集ご通知「株主総会参考書類」２頁から31頁をご覧ください。

## (7) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上の観点から、将来の事業展開、経営基盤の強化並びに内部留保の充実等の事項を総合的に勘案しつつ、株主各位への利益還元を重視した配当政策を継続的に実施することを基本方針としております。

# 連結計算書類

## 連結貸借対照表 (平成29年３月31日現在)

(単位：百万円)

| 科　目 | 金　額 |
|---|---|
| 資産の部 | |
| **流動資産** | **109,681** |
| 現金及び預金 | 32,514 |
| 受取手形及び売掛金 | 48,724 |
| 商品及び製品 | 16,720 |
| 仕掛品 | 267 |
| 原材料及び貯蔵品 | 8,401 |
| 繰延税金資産 | 1,394 |
| その他 | 1,711 |
| 貸倒引当金 | △52 |
| **固定資産** | **78,566** |
| **有形固定資産** | **44,267** |
| 建物及び構築物 | 15,043 |
| 機械装置及び運搬具 | 7,235 |
| 工具、器具及び備品 | 1,267 |
| 土地 | 18,534 |
| リース資産 | 581 |
| 建設仮勘定 | 1,604 |
| **無形固定資産** | **1,950** |
| **投資その他の資産** | **32,347** |
| 投資有価証券 | 22,429 |
| 出資金 | 448 |
| 繰延税金資産 | 553 |
| 退職給付に係る資産 | 6,622 |
| その他 | 2,326 |
| 貸倒引当金 | △32 |
| **資産合計** | **188,248** |

| 科　目 | 金　額 |
|---|---|
| 負債の部 | |
| **流動負債** | **64,550** |
| 支払手形及び買掛金 | 27,418 |
| 短期借入金 | 15,451 |
| １年内返済予定の長期借入金 | 11,121 |
| リース債務 | 228 |
| 未払法人税等 | 2,072 |
| 賞与引当金 | 2,166 |
| 環境対策引当金 | 158 |
| 固定資産解体費用等引当金 | 291 |
| その他 | 5,641 |
| **固定負債** | **35,258** |
| 長期借入金 | 17,847 |
| リース債務 | 430 |
| 繰延税金負債 | 2,196 |
| 役員退職慰労引当金 | 189 |
| 環境対策引当金 | 5,123 |
| 退職給付に係る負債 | 8,932 |
| その他 | 538 |
| **負債合計** | **99,808** |
| 純資産の部 | |
| **株主資本** | **79,164** |
| 資本金 | 10,039 |
| 資本剰余金 | 9,772 |
| 利益剰余金 | 59,450 |
| 自己株式 | △98 |
| **その他の包括利益累計額** | **7,190** |
| その他有価証券評価差額金 | 8,812 |
| 繰延ヘッジ損益 | 3 |
| 為替換算調整勘定 | △732 |
| 退職給付に係る調整累計額 | △892 |
| **非支配株主持分** | **2,083** |
| **純資産合計** | **88,439** |
| **負債純資産合計** | **188,248** |

## 連結損益計算書

（平成28年 4 月 1 日から 平成29年 3 月31日まで）

（単位：百万円）

| 科目 | 金額 | |
|---|---|---|
| **売上高** | | **157,185** |
| **売上原価** | | **127,300** |
| **売上総利益** | | **29,885** |
| **販売費及び一般管理費** | | **17,903** |
| **営業利益** | | **11,982** |
| **営業外収益** | | |
| 受取利息 | 81 | |
| 受取配当金 | 318 | |
| 固定資産賃貸料 | 101 | |
| 持分法による投資利益 | 293 | |
| 保険配当金 | 207 | |
| その他 | 250 | 1,253 |
| **営業外費用** | | |
| 支払利息 | 498 | |
| 為替差損 | 427 | |
| その他 | 105 | 1,031 |
| **経常利益** | | **12,204** |
| **特別利益** | | |
| 固定資産売却益 | 973 | |
| 環境対策引当金戻入額 | 595 | |
| 事業譲渡益 | 400 | |
| その他 | 72 | 2,040 |
| **特別損失** | | |
| 固定資産除却損 | 74 | |
| 減損損失 | 365 | |
| 固定資産解体費用等引当金繰入額 | 291 | |
| その他 | 219 | 949 |
| **税金等調整前当期純利益** | | **13,295** |
| 法人税、住民税及び事業税 | 3,103 | |
| 法人税等調整額 | 175 | 3,279 |
| **当期純利益** | | **10,015** |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 | | 65 |
| **親会社株主に帰属する当期純利益** | | **9,950** |

## 連結株主資本等変動計算書

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

（単位：百万円）

| | 株主資本 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自己株式 | 株主資本合計 |
| 平成28年４月１日期首残高 | 10,039 | 9,238 | 50,662 | △102 | 69,838 |
| 会計方針の変更による累積的影響額 | | | 50 | | 50 |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高 | 10,039 | 9,238 | 50,713 | △102 | 69,889 |
| 当連結会計年度変動額 | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | △1,345 | | △1,345 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | | 9,950 | | 9,950 |
| 自己株式の取得 | | | | △3 | △3 |
| 自己株式の処分 | | 4 | | 7 | 12 |
| 非支配株主との取引に係る親会社の持分変動 | | 529 | | | 529 |
| 連結範囲の変動 | | | 132 | | 132 |
| 株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額) | | | | | |
| 当連結会計年度変動額合計 | ― | 534 | 8,737 | 4 | 9,275 |
| 平成29年３月31日期末残高 | 10,039 | 9,772 | 59,450 | △98 | 79,164 |

| | その他の包括利益累計額 | | | | | 非支配株主持分 | 純資産合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | その他有価証券評価差額金 | 繰延ヘッジ損益 | 為替換算調整勘定 | 退職給付に係る調整累計額 | その他の包括利益累計額合計 | | |
| 平成28年４月１日期首残高 | 5,621 | △8 | 269 | △2,252 | 3,628 | 2,626 | 76,093 |
| 会計方針の変更による累積的影響額 | | | | | | | 50 |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高 | 5,621 | △8 | 269 | △2,252 | 3,628 | 2,626 | 76,144 |
| 当連結会計年度変動額 | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | | △1,345 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | | | | | | 9,950 |
| 自己株式の取得 | | | | | | | △3 |
| 自己株式の処分 | | | | | | | 12 |
| 非支配株主との取引に係る親会社の持分変動 | | | | | | | 529 |
| 連結範囲の変動 | | | | | | | 132 |
| 株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額) | 3,191 | 12 | △1,002 | 1,360 | 3,562 | △543 | 3,019 |
| 当連結会計年度変動額合計 | 3,191 | 12 | △1,002 | 1,360 | 3,562 | △543 | 12,294 |
| 平成29年３月31日期末残高 | 8,812 | 3 | △732 | △892 | 7,190 | 2,083 | 88,439 |

## 貸借対照表 (平成29年３月31日現在)

(単位：百万円)

| 科　目 | 金　額 |
|---|---|
| 資産の部 | |
| **流動資産** | **76,042** |
| 現金及び預金 | 13,688 |
| 受取手形 | 5,438 |
| 売掛金 | 37,800 |
| 電子記録債権 | 3,444 |
| 有価証券 | 3 |
| 商品及び製品 | 11,241 |
| 仕掛品 | 260 |
| 原材料及び貯蔵品 | 2,634 |
| 短期貸付金 | 1 |
| 繰延税金資産 | 828 |
| その他 | 706 |
| 貸倒引当金 | △3 |
| **固定資産** | **58,790** |
| **有形固定資産** | **18,472** |
| 建物 | 5,911 |
| 構築物 | 966 |
| 機械及び装置 | 3,177 |
| 車両運搬具 | 26 |
| 工具、器具及び備品 | 936 |
| 土地 | 6,795 |
| リース資産 | 390 |
| 建設仮勘定 | 268 |
| **無形固定資産** | **1,139** |
| 借地権 | 126 |
| その他 | 1,013 |
| **投資その他の資産** | **39,177** |
| 投資有価証券 | 13,607 |
| 関係会社株式 | 14,049 |
| 関係会社出資金 | 4,310 |
| 長期貸付金 | 448 |
| 前払年金費用 | 5,417 |
| 破産更生債権等 | 3 |
| 保険積立金 | 681 |
| その他 | 725 |
| 貸倒引当金 | △64 |
| **資産合計** | **134,832** |

| 科　目 | 金　額 |
|---|---|
| 負債の部 | |
| **流動負債** | **50,778** |
| 支払手形 | 575 |
| 買掛金 | 24,885 |
| 電子記録債務 | 893 |
| 短期借入金 | 7,565 |
| １年内返済予定の長期借入金 | 10,129 |
| リース債務 | 191 |
| 未払金及び未払費用 | 2,456 |
| 未払消費税等 | 426 |
| 未払法人税等 | 1,254 |
| 賞与引当金 | 1,504 |
| 環境対策引当金 | 125 |
| 設備関係支払手形 | 8 |
| 営業外電子記録債務 | 131 |
| 固定資産解体費用等引当金 | 291 |
| その他 | 340 |
| **固定負債** | **29,566** |
| 長期借入金 | 16,857 |
| 繰延税金負債 | 1,322 |
| リース債務 | 400 |
| 退職給付引当金 | 5,167 |
| 役員退職慰労引当金 | 189 |
| 債務保証損失引当金 | 107 |
| 環境対策引当金 | 5,123 |
| 資産除去債務 | 294 |
| その他 | 105 |
| **負債合計** | **80,345** |
| 純資産の部 | |
| **株主資本** | **48,164** |
| **資本金** | **10,039** |
| **資本剰余金** | **8,141** |
| 資本準備金 | 8,137 |
| その他資本剰余金 | 4 |
| **利益剰余金** | **30,081** |
| 利益準備金 | 2,224 |
| その他利益剰余金 | 27,857 |
| 圧縮記帳積立金 | 1,559 |
| 別途積立金 | 5,870 |
| 繰越利益剰余金 | 20,427 |
| **自己株式** | **△98** |
| **評価・換算差額等** | **6,322** |
| その他有価証券評価差額金 | 6,322 |
| **純資産合計** | **54,487** |
| **負債純資産合計** | **134,832** |

## 損益計算書 （平成28年 4 月 1 日から 平成29年 3 月31日まで）

（単位：百万円）

| 科目 | 金額 | |
|---|---|---|
| **売上高** | | **119,571** |
| **売上原価** | | **99,640** |
| **売上総利益** | | **19,931** |
| **販売費及び一般管理費** | | **13,734** |
| **営業利益** | | **6,197** |
| **営業外収益** | | |
| 受取利息 | 6 | |
| 受取配当金 | 664 | |
| 固定資産賃貸料 | 179 | |
| 保険配当金 | 145 | |
| その他 | 143 | 1,139 |
| **営業外費用** | | |
| 支払利息 | 335 | |
| 為替差損 | 61 | |
| 手形売却損 | 4 | |
| 固定資産賃貸費用 | 78 | |
| その他 | 57 | 536 |
| **経常利益** | | **6,799** |
| **特別利益** | | |
| 環境対策引当金戻入額 | 595 | |
| その他 | 194 | 789 |
| **特別損失** | | |
| 固定資産除却損 | 61 | |
| 関係会社株式評価損 | 512 | |
| 固定資産解体費用等引当金繰入額 | 291 | |
| その他 | 27 | 892 |
| **税引前当期純利益** | | **6,696** |
| 法人税、住民税及び事業税 | 1,501 | |
| 法人税等調整額 | 347 | 1,848 |
| **当期純利益** | | **4,847** |

## 株主資本等変動計算書

（平成28年 4 月 1 日から 平成29年 3 月31日まで）

（単位：百万円）

| | 株主資本 | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | | 利益剰余金 | | | | | 自己株式 | 株主資本合計 |
| | | 資本準備金 | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 | 利益準備金 | その他利益剰余金 | | | 利益剰余金合計 | | |
| | | | | | | 圧縮記帳積立金 | 別途積立金 | 繰越利益剰余金 | | | |
| 平成28年4月1日期首残高 | 10,039 | 8,137 | - | 8,137 | 2,224 | 2,558 | 5,870 | 15,875 | 26,528 | △102 | 44,603 |
| 会計方針の変更による累積的影響額 | | | | | | | | 50 | 50 | | 50 |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高 | 10,039 | 8,137 | - | 8,137 | 2,224 | 2,558 | 5,870 | 15,926 | 26,579 | △102 | 44,654 |
| 当期変動額 | | | | | | | | | | | |
| 圧縮記帳積立金の取崩し | | | | | | △999 | | 999 | - | | - |
| 剰余金の配当 | | | | | | | | △1,345 | △1,345 | | △1,345 |
| 当期純利益 | | | | | | | | 4,847 | 4,847 | | 4,847 |
| 自己株式の取得 | | | | | | | | | | △3 | △3 |
| 自己株式の処分 | | | 4 | 4 | | | | | | 7 | 12 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | | | | | | | | | | | |
| 当期変動額合計 | - | - | 4 | 4 | - | △999 | - | 4,500 | 3,501 | 4 | 3,510 |
| 平成29年3月31日期末残高 | 10,039 | 8,137 | 4 | 8,141 | 2,224 | 1,559 | 5,870 | 20,427 | 30,081 | △98 | 48,164 |

| | 評価・換算差額等 | | | 純資産合計 |
|---|---|---|---|---|
| | その他有価証券評価差額金 | 繰延ヘッジ損益 | 評価・換算差額等合計 | |
| 平成28年4月1日期首残高 | 4,199 | △1 | 4,198 | 48,801 |
| 会計方針の変更による累積的影響額 | | | | 50 |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高 | 4,199 | △1 | 4,198 | 48,852 |
| 当期変動額 | | | | |
| 圧縮記帳積立金の取崩し | | | | - |
| 剰余金の配当 | | | | △1,345 |
| 当期純利益 | | | | 4,847 |
| 自己株式の取得 | | | | △3 |
| 自己株式の処分 | | | | 12 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | 2,123 | 1 | 2,124 | 2,124 |
| 当期変動額合計 | 2,123 | 1 | 2,124 | 5,635 |
| 平成29年3月31日期末残高 | 6,322 | - | 6,322 | 54,487 |

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成29年5月10日

大日精化工業株式会社
　取締役会　御中

監査法人　保森会計事務所

代表社員 業務執行社員　公認会計士　小　山　貴　久　㊞

代表社員 業務執行社員　公認会計士　若　林　正　和　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、大日精化工業株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大日精化工業株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

# 会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成29年5月10日

大日精化工業株式会社
　取締役会　御中

監査法人　保森会計事務所
代表社員 業務執行社員　公認会計士　小　山　貴　久　㊞
代表社員 業務執行社員　公認会計士　若　林　正　和　㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、大日精化工業株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第114期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
　当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
　監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
　当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

# 監査役会の監査報告

## 監　査　報　告　書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第114期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1)　監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2)　各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1)　事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2)　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人保森会計事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)　連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人保森会計事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月12日　大日精化工業株式会社　監査役会

監査役（常勤）　横田　修　㊞
監査役（常勤）　橋口典義　㊞
社外監査役　石山　弘　㊞
社外監査役　永島一夫　㊞

以　上

## 株　主　メ　モ

| | |
|---|---|
| ＊事　業　年　度 | 毎年４月１日から翌年３月31日までの１年 |
| ＊定時株主総会 | 毎　年　６　月 |
| ＊基　準　日 | 毎　年　３　月　31　日<br>なお、必要があるときは取締役会の決議によりあらかじめ公告して基準日を臨時に定めることができる。 |
| ＊剰余金の配当の基準日 | 毎年３月31日及び中間配当を実施するときは毎年９月30日 |
| ＊株主名簿管理人<br>特別口座管理機関 | 東京都中央区八重洲一丁目２番１号<br>みずほ信託銀行株式会社 |
| ＊事務取扱場所 | みずほ信託銀行株式会社<br>本店証券代行部 |
| ＊お取扱窓口 | お取引の証券会社等。特別口座管理の場合は、特別口座管理機関のお取扱店。 |
| ＊特別口座管理機関<br>お　取　扱　店 | みずほ証券及びみずほ信託銀行<br>フリーダイヤル　0120-288-324<br>（土・日・祝日を除く9:00～17:00） |
| ＊未払配当金のお支払 | みずほ信託銀行　本店および全国各支店<br>みずほ銀行　本店および全国各支店<br>（みずほ証券では取次のみとなります） |
| ＊公　告　方　法 | 当社は公告方法について、電子公告を採用しております。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。<br>※　貸借対照表、損益計算書は、ＥＤＩＮＥＴ（金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム）にて開示しております。 |

〈メ　モ　欄〉

# 株主総会会場 ご案内図

**日 時** 平成29年６月29日（木曜日） 午前10時
（受付開始：午前９時）

**会 場** 当社 本社ビル ９階 彩鳳
東京都中央区日本橋馬喰町一丁目７番６号



＊当会場では駐車場のご用意ができませんので、公共交通機関をご利用の上ご来場ください。




**交 通**

- JR総武快速線　馬喰町駅より 徒歩２分
- 地下鉄都営浅草線　東日本橋駅より 徒歩６分
- 地下鉄都営新宿線　馬喰横山駅より 徒歩３分
- 地下鉄東京メトロ日比谷線　小伝馬町駅より 徒歩８分

**大日精化工業株式会社**
http://www.daicolor.co.jp

UD FONT

VEGETABLE OIL INK

見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。
環境に配慮した植物油インキを使用しています。